

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第3回会議 議事録

第1 日時 令和4年5月27日（金）自 午後1時30分
至 午後5時32分

第2 場所 法務省赤れんが棟第一教室

第3 議題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議事 (次のとおり)

議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時刻になりましたので、第3回の会議を開会いたします。

本日も御多忙の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は佐々木委員、中吉委員、湯浅委員、衣斐幹事が御欠席というふうに伺っております。

本日の審議に入ります前に、本日の配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 本日は部会資料5「人事訴訟・家事事件（1）」を配布させていただいています。内容につきましては、後ほどの御審議の際に事務局から説明させていただく予定です。

なお、部会資料では、民事訴訟法等の一部を改正する法律案につき記載がございますが、同法律案は、そのまま先般法律として制定され、先日公布されましたので御報告いたします。

私からは以上でございます。

○山本（和）部会長 民事訴訟法の法案における法制審議会の審議にも関わっていただいた委員、幹事の皆様には、心より御礼を申し上げます。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

先ほど事務局からもありましたとおり、本日は人事訴訟及び家事事件手続について取り上げるということでもあります。

まずは、「第1 人事訴訟」のうち「1 インターネットを用いてする申立て等」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。御説明いたします。部会資料5の1ページの「1 インターネットを用いてする申立て等」は、人事訴訟に関する手続におけるインターネット申立て等について、民事訴訟手続における検討状況や人事訴訟の特性も踏まえつつ、御議論をお願いするものです。

「（1）のインターネットを用いてする申立て等の可否」は、人事訴訟に関する手続における申立て等について、民事訴訟手続と同様、全ての裁判所に対し、一般的にインターネットを用いてすることができるものとするということについて、御議論をお願いするものでございます。

次に「（2）インターネットを用いてする申立て等の義務付け」でございますが、民事訴訟手続において義務化することとされた委任を受けた代理人については、人事訴訟に関する手続においても申立て等をインターネットを用いてする方法に限定することなどについて、御議論いただければと存じます。

説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この1の点、（1）、（2）ありますけれども、特に区切りませんので、どちらからでも、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等をお願いしたいと思います。

いかかでしょうか。この点御議論がないというのはちょっと信じ難いことなんですが、いかがでしょうか。御遠慮なされることなく、何でも結構ですので。

○河村委員 ありがとうございます。これに限らないことですが、ずっとこの間御説明を聞いていて、IT化が進むことに全く反対するものではないのですが、どのようなシステムになるのかといったことが分からないまま、義務化の議論を進めることが気になります。義務化すれば、それは強制的になりますけれども、本来便利であればどんどん進んでいくわけですから、義務化という範囲はなるべくというか、本当に必要だと思われる場合に限った方がよいと思いますし、そういう場合があるかどうかということもあります。私は、義務化することには賛成できない気持ちを持っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

今の河村委員の御意見は、民事訴訟については、先ほどもう既に国会で成立した法律の中では、委任を受けた訴訟代理人について、ここで言うところのいわゆる義務化がなされているわけでありましてけれども、人事訴訟については、やはりそれとは違ってあるべきであるという御意見というふうに承ってよろしゅうございましょうか。

○河村委員 そういうわけではございません。ほかの、この間国会で成立したものの中で義務化されているのであれば、これに関して特に反対するものではないんですけれども、今回のこの会議で扱っているもので、それを超える部分があるとすれば反対ということです。その意味で、特にこの項目に理由があって反対だと申し上げたわけではありません。どなたもお手を挙げなかったので、一般的立場として、決まっている以上のことを、今回の会議で義務化の範囲を広げることには反対だと、そもそも論を申し上げました。失礼いたしました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。失礼しました、よく分かりました。

○今川委員 今川です。特に意見を申し上げるまでもないなと思っていたのですが、先ほどの河村委員と同じような立場で、インターネットで申立てをすることの可否について、インターネットで申立て等をするということについては賛成で、義務付けの話についても、民事訴訟法の範囲で義務付けをする、委任を受けたら訴訟代理人である弁護士ということになるんだろうと思いますけれども、そういう意味で賛成であると、こういうふうに意見を申し上げます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

○櫻井委員 義務付けの範囲に関してですが、私も委任を受けた訴訟代理人に限って義務化することに賛成します。

検討することとしては、人事訴訟法12条に規定された「検察官を被告とすべきときの検察官」もあり得るとは思いますが、どの程度のボリュームで該当する事件があるのかということもありますし、検察官であれば実際に電子申立て等に協力はしてもらえるでしょうから、義務化する必要まではないのではないかと考えております。

それから、2ページの説明の最後の「もっとも」以下について、人事訴訟に関しまして、調停前置主義との関係で、家事事件手続との連続性から、家事事件手続と同様の規律とするかどうかなどについて別途検討することが考えられるという記載がありますので少しだけ意見を述べたいと思います。家事事件手続においてもこの後議論されることとなりますが、この申立ての義務付けの範囲に関しては人事訴訟手続と特に別段の規律にはならないのではないかと考えておりますので、その点の検討の必要はないのではないかとということ

と、調停前置主義がとられていることから家事事件手続との連続性が問題になるという点につきましては、調停事件が必ず訴訟提起に至るとは限らないこと、調停記録がそのまま訴訟記録に承継されたり使われることはなく、別途、提出するというようになっており、心証も引き継がれないということですので、別の手続と考えていただき、連続性をもとに検討する必要はないと考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○杉山幹事 第1の1の（1）のところでもよろしいでしょうか。

インターネットを用いてする申立て等ができるようにするというところは賛成なのですが、説明中のなおのところに書いてあるところですが、例えば、証拠調べや事実の調査のためにされる書面の提出とか、あと家裁調査官が事実の調査の結果を報告する調査報告書等はこれに含まれないとありますが、このようなものについては、インターネットを通じて、つまり電子的な提出ができないという趣旨なのか、別途検討するという趣旨なのか、どちらでしょうか。できないとする趣旨だとかなり不便かなと思ったので、お伺いする次第です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。

○脇村幹事 脇村です。証拠調べに関して言いますと、恐らく一番多いのはいわゆる書証だと思うんですが、恐らく民事訴訟の議論では、原本といいますか、書証取調べ自体は原本、契約書であればそのものを取り調べないといけないということは変わりがないことを前提に、そういうものの写しについては電子的な提出をどうするか、またこれは、写しの提出自体は、今は規則で規定されている話だと思いますので、そういった議論をされていたのかなと思います。そういった意味で、紙が出されているケースについて、紙で作ったものについて、原本を提出しないといけないときに、電子的に提出するといっても余り意味がないというか、多分やっちゃいけないことではないかと思うんですけれども、そういう意味でこう書かせていただきました。

もちろん、報告書的なものについて、それが写しなのかどうかという問題はありますけれども、電子的に出されるということはあるのかなと思います。そもそも証拠調べの対象が電子的なもの、電子的な証拠調べについては、別途証拠調べの規律として手当てを民法ではしておりますので、そういった意味でこの対象には入らないということを書かせていただいておりますが、そのほかについては、証拠的な法則の議論かなという趣旨で書かせていただいたものでございます。

○山本（和）部会長 杉山幹事、いかがでしょうか。

○杉山幹事 はい、分かりました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続きまして、部会資料3ページですね、今度は「2 訴訟記録の電子化」、この点につきまして、まず事務当局から部会資料の説明をお願いします。

○大庭関係官 御説明いたします。3ページの「2 訴訟記録の電子化」は、人事訴訟に関する手続において、裁判所に提出された書面等を電子化し、訴訟記録を電子化することに

関するものです。

本文は、人事訴訟についても民事訴訟と同様、裁判所に提出された書面を基本的に電子化することについて御議論をお願いするものです。他方で、人事訴訟においては、訴訟記録のうち、事実の調査に係る部分については、閲覧等に裁判所の許可を要することとされており、当事者であっても閲覧等が制限され得るケースもあることから、記録の電子化のメリット、デメリットについて、訴訟記録一般とは異なる考慮を要することも考えられるところでございます、(注)の記載は、このような観点から事実の調査に係る書面等が提出された場合についても、同様に電子化することとするかどうかについて、別途御議論をお願いするものです。

説明は以上になります。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

○今川委員 今の点ですけれども、(注)のところが、そういう(注)を付けられた理由は分かりましたが、事実調査において、当事者や第三者が提出した場合ということなんだろうと思いますけれども、その場合でも、やはり訴訟の記録の電子化はすべきだろうと、このように考えております。

理由は、民事訴訟においても、住所、氏名等の秘匿情報については、当事者だけが見られて、書面にしないという考え方があったらと思うのですが、人事訴訟において、特に事実調査だから、訴訟記録の電子化をしなくていいという理由には、私は民訴の議論から導かれることはないだろうと、このように考えておりますので、全て電子化すべきだと、このように考えております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員 ありがとうございます。今、今川委員がおっしゃったところと同じところですが、多分、事実の調査の対象になっている部分というのが、秘匿すべき情報など配慮を要する情報が多いことも想定して、漏洩のリスクをより重大に考えているのではないかと思います。確実にこれらの情報を守るために紙で保管するということもあり得るのではないかと問題提起かと思ったのですが、電子化をする以上は、セキュリティはしっかり万全にするということが前提になっているはずではないかと思いますので、電子化をしない理由にはならないのではないかと思います。閲覧制限に関しましても、書面の性質や内容によって個別に判断されるということになると思いますので、事実の調査だからといって、別段の検討をする必要はないのではないかと考えています。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。私もこの(注)のところでちょっとお尋ねしたいのですが、この(注)の記載は、事実の調査に関わる書面・電磁的記録を記録した記録媒体を当事者や第三者が提出した場合について、②の規律と同じ規律にするかどうかということと、同じにしない場合には、書面が出されたものはそのまま書面ということだと思っておりますが、電磁的記録の記録媒体が出された場合については、それを書面にして記録として保

管するというを想定されているのでしょうか、教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。

○大庭関係官 事務当局でございます。ここについて、何かしら今の時点で定まったところがあるわけではございませんが、記録媒体自体を記録とすることも考えられるかなと思っていただいております。その前提で、こういった例外を設けるのかどうかということも含めて、御議論いただければと思っております。

○山本（和）部会長 ということですが、植松幹事、いかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。今回の部会資料を読んだときに、電磁的な媒体で出されたものも紙にするのかなと思って読んだものですから、そうだとすると、それはちょっと、やはりIT化に反するのかなというところで、先ほど櫻井委員がおっしゃられたように、セキュリティの問題と記録の電子化の問題というのは、やはり分けて考えた方がいいんじゃないかなと思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○大谷委員 ありがとうございます。事実調査については、閲覧制限を付すということになるかと思いますが、閲覧制限を適切に行うことがシステム上可能なのであれば、許可の履歴であるとか、そういったものについても適切に管理されるような仕組みを、この新しいシステムの中にビルトインすることができれば、電子化をしないという理由はなかなかないものだと思います。裁判所にとって、審理に必要な証拠書類、それから事実関係を網羅的に確認することができるためには、全ての書類が電子的に、もちろん不可能なものは無理する必要はないんですけれども、一覧性のある形でファイリングされているということが望ましいと思います。

ただ、こういった閲覧制限を必要とし、またその許可などの手続、別段の手続を必要としているものについては、その許可の履歴であるとか、それをどのように示すのか、その許可の出し方などで、本来見えていけないものが同時に見えてしまうというようなことがないような、システムの作り込みが必要になってくると思いますので、電子化をするということは望ましいことなんですけれども、そういった作り込みがきちんとできることが、一つの前提条件になるのではないかと思います。

質問と言いましたのは、システム化がきちんとできますかということではなく、システム化に当たってのルールというのを、この人事訴訟法ではなくて、多分別のところはそのルールを作らなければいけないと思いますので、そのルールの担い手は、恐らく最高裁とかになるんでしょうか、そういった御検討をされているのかを確認させていただければということでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

このシステムの問題、前回も、その前々回もですかね、ありましたけれども、正に鶏と卵で何度も言いましたけれども、そういう部分がある問題かと思いますが、最高裁判所の方で、何か今の段階で御発言いただけることがあればと思いますけれども、いかがでしょうか。特段ございませんか。

○戸苅幹事 システムの関係は、まだ決まっていないところ多いんですけれども、今の御視点を踏まえまして、今後検討ということになるかと思いますが。

○山本（和）部会長 そのようなことですので、今の大谷委員の御発言も踏まえて御検討い

ただけるといことかと思ひます。

ほかにかがでしうか。よろしいですかね。

○脇村幹事 脇村です。御意見いただきまして、また我々も検討していきたくと思ひます。

1点だけ言わせていただきますと、いわゆる秘匿すべき事項、閲覧許可をしないものについて、先般の民事訴訟の要綱等については、いわゆる住所、氏名秘匿制度を導入するに当たって、その秘匿する情報については、書面をもって管理され、あるいはその他適切な方法ですといった、特例といひますか例外を設けるといこと議論させていたひたところでございます。

ここでの議論は、将来的にはシステムの中できちっと管理すべきなんだけれども、過渡期的に書面もあつていいのではないかといことも含めて御議論させていただきました。そういった意味では、民事訴訟の部会等でも、その秘匿すべきものについても、将来的にはシステムの中できちっとすべきなんだといことを念頭に置きつつも、正に先ほどから出ているとおり、システムを検討するに当たっては、場合によっては紙という選択肢を残していいのではないかといこと議論をいただき、そのとおりの法案になっているところでございます。

そういった意味では、もちろんそもそもの前提として電子化するかどうかとい点について問題あるのかもかもしれませんが、今頂いたような御意見、電子化するに当たっても、そういった過渡期的なものとしての手当てが、人訴でも同じようにされるべきではないか、あるいは、人訴では、先ほど言ひました事実の調査については、閲覧制限の要件が多少違っていることもあるので、引き直すには、多少引き直しをしないといけないといこともあるかと思ひます。そういった意味では、その点については、我々の方としても少し考へていきたくと思ひているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにかこの点、よろしいでしうか。

それでは、続きまして、資料4ページ、「3 裁判書、調書等の電子化」です。この点について、部会資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。4ページ、「3 裁判書、調書等の電子化」ですが、本文は、民事訴訟手続のIT化の検討において、判決や調書が電磁的記録により作成するものとされたことを踏まえ、人事訴訟においても、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などの記録を、電磁的記録によって作成するものとするにつひ御議論をお願いするものです。

また、（注）ですが、家庭裁判所調査官が事実の調査の結果を書面で報告する場合に作成する調査報告書についても、電磁的記録により作成するものとするにつひ御議論をお願いするものですが、先ほどの訴訟記録の電子化のところでも、事実の調査に関わるものについては、訴訟記録一般とは異なる考へが必要ではないかとい観点も御議論をお願いしたところでございます、このようなどころも含めて御議論いただければと考へております。

説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につひまして御質問、御意見等、御自由にお出しいただければと思ひ

ます。

○櫻井委員 ありがとうございます。この（注）書きの家庭裁判所調査官の調査報告書ですが、先ほども申し上げたことと同じ観点から、電磁的記録を作成するという点でいいのではないかという意見を持っています。

加えて申し上げるとすれば、今の実務の実情として、この調査官調査の報告書が出来上がってから、謄写をして手元に来るまでに、特に地方の支部、出張所等では非常に時間が掛かることがあり、期日に間に合わせるために大変な苦勞をする、あるいは、ぎりぎりになり、十分な検討をした上で期日に臨むことが難しいことがあると聞いています。そういう意味でも、裁判所の許可を要するとしても、電磁的記録として取得ができるということになると、多分スピードが全然違うのではないかと思いますので、この観点からも、電磁的記録を作成するという点に賛成します。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。特段ございませんか。

それでは、次に移りたいと思います。次は、「4 審問期日におけるウェブ会議・電話会議の利用」ということで、まず事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。資料4ページ、「4 審問期日におけるウェブ会議・電話会議の利用」は、人訴法第33条第4項が定める事実の調査として、当事者の陳述を聞くための審問の期日につきまして、家事事件手続法における審問の期日と同様、ウェブ会議・電話会議を導入することにつき、御議論をお願いするものです。

なお、口頭弁論や審尋の期日、弁論準備手続の期日につきましては、資料の5ページ、説明2のところで記載をしておりますが、令和4年の通常国会で成立いたしました民事訴訟法等の一部を改正する法律による改正後の民事訴訟のこれらの期日に関する規律が、人事訴訟においても適用されることとなっておりますので、これによってウェブ会議・電話会議の導入等が実現することになります。

説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして御質問、御意見等お出しを頂ければと思います。

○今川委員 審問の期日なんですけれども、まず意見としては、物の本を読むと、裁判所が心証に影響するということが書いてあるわけです。そういう意味で、立会いを認めるべきだということで入ったというふうに私は理解をいたしました。そういう意味からすると、やはり民訴法の証拠調べの参考人の審尋と同様に、ウェブ会議を原則とすべきだと、このように考えております。

そして、次に質問なのですが、実際はなかなか人事訴訟では審問がされていないようだというふうにお聞きしているのですが、実務上でも、やはり財産分与等々、子の親権を決めるとか、そういうときに仮に審問されたとして、これはやはり心証形成に影響しているのではないかなど、こう思うのですが、その点はいかがなのかという実務上のことについての質問です。

○山本（和）部会長 これはどなたかといえば、裁判官の方、どなたかということになるのでしょうか。ちょっとお答えいただけるかどうか分かりませんが、もしお答えいただけるのであればと思いますが、どなたか。

○戸荻幹事 今の今川委員の御意見の関係なんですけれども、附帯処分等の裁判について行われる審問について、家事審判事件における審問と異なる規律を定めるのは相当ではないのではないかというふうに考えております。家事審判の審問について、現行法下では電話会議でも行えるのですから、あえてここにおいて、ウェブ会議等に限る必要はないのではないかと考えているところでございます。

それから、先ほど実務でどうかということについては、小池委員の方からお願いします。

○小池委員 人事訴訟の審問というのは、私自身は経験がないんですけれども、後で議論される家事事件の方の審問の関係でもこの話題がありそうなので、ちょっとその関係で申し上げますと、心証に影響があるかどうかということなんですけれども、審問といってもいろいろな、そのときそのときでやる事項というのがいろいろありまして、もちろん証拠調べのようにそれぞれ本人に出頭してもらいなりして、証拠調べのようにいろいろ質問をして応答してもらおうということもございまして、通常の民事訴訟で言えば、弁論準備手続のように、審議に向けていろいろな準備をしてもらって、出してもらっている書面の趣旨を確認したりとか、それを直接本人にやっていただくということもあるので、必ずしもウェブ会議でないと全部心証形成に支障があるとかいうふうにはならないのではないかと、電話でも足りる場合もあるのではないかとというふうに、私としては考えました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

今川委員、いかがでしょうか。

○今川委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 よろしいですか。

○櫻井委員 1点質問ですが、他方当事者が立ち会って行う事実の調査としての審問は、通常は証拠調べと同時に進行する場合はほとんどではないかと思っておりますが、事実の調査だけを行う場合があるのかどうか、あるとすれば、どれほど使われているのかといったことについて教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 それでは、これも裁判所になりましょうか。裁判所の方で、何か今、お答えいただけることがあればと思っておりますけれども、なかなか正確な統計というのはないのかなと。家庭局からお願いできますか。

○小池委員 私自身の経験が人訴の場合はあんまりないんですけれども、先ほど申し上げたように、審問といってもいろいろなことをしますので、当事者に来ていただいて、事実の調査のときに、こちらが必ずしもそのとき出頭を要しなくても、御自身の方で参加されたりとか、電話でも参加したいということがあって、先ほど申し上げたように、書面のやり取りの際の趣旨を確認したりとか、不明なところを確認したりというときに、御本人にも、相手方の当事者の方にも来ていただくというようなことについては、相当程度はあるのかなと思っております。

○戸荻幹事 先ほど櫻井委員がおっしゃったような事案、統計上何かあるかということになりますと、そういうところが分かるような統計というのは持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○山本（和）部会長 ということですが、櫻井委員、いかがでしょうか。

○櫻井委員 はい、ありがとうございます。審問という形がいろいろあり得るということと家事審判手続と同じ規律でいいのではないかとのお考えだということは理解しましたが、

この後、家事の方でも議論されていると思いますが、相手方が立ち会うことができる審問の場合には、手続保障の観点から、証拠調べと同様の規律ということを考えるべきではないかというのが、私の意見です。

本来は裁判所に出席して対面で行うことが望ましいのだろうと思いますが、対面で行うことができない場合、電話会議では相手の表情がやはり見えません。被審問者への第三者の影響を排除することは必須になると思いますが、電話会議ではなかなかその担保が十分ではないのではないかと危惧されますので、手続保障の観点を重視し、原則はやはりウェブ会議にするべきではないかと考えています。その要件については、証人尋問と同様に民訴204条によるべきとするのか、あるいはもう一つ、参考人等の審尋と同様に民訴の187条3項によるべきだとする考え方もあり得ると思っています。要するに、当事者に異議がないなど一定の場合に限って例外的に電話会議を認める、そういう考え方もあるのではないかと思います。

家事のところでも同様の意見を言うつもりでおります。もし現行の家事事件手続法を改正するということになれば、人事訴訟法と家事事件手続法を同じ規律に揃えることが可能になりますので、現行の家事事件手続法がこうだからということだけで、人訴を現行の家事法と同じ規律にしなければならないということにはならないのではないかと考えています。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○今川委員 結論は櫻井委員と一緒になのですが、先ほど裁判所の方から実務のことについて言われたのは、個人的な話だったので、特に何もそこに対して言うつもりはないと思っていたのですが、仮にそれが一般的に行われているんだということになりますと、やはり当事者としたら、裁判官は今回は主張の整理だということが分かっていたり、又は証拠調べる的な意味合いがあるんだということが分かっていますけれども、当事者というのは特に、なかなかその点は分かりづらい、すなわち、当事者の予見可能性という点から見ると、全く分かりづらいので、やはり私は、そういう意味から考えても、当事者の立会いを認めているということですから、ウェブ会議を原則とすべきである、こういう意見を持っております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○脇村幹事 この点について、また御議論いろいろさせていただこうと思ひまして、1点だけ、櫻井委員等からお話あったとおり、人訴においても、法律上はこの審問期日というのがあります。そして事実の調査等がされます。人事訴訟を処理する中で、いずれにしても本体部分、例えば離婚に関する争いがあったケースについて、併せて親権者の指定、あるいは財産分与をやるときについて、争点整理として一般的に何をやっているかという、一括して弁論準備手続、あるいはそういった本体の手続と併せてやっているケースがあり、証拠調べについても、本体と併せて問題になることから、一括して証拠調べをやっているという実務があるケースもあるのではないかなと、思います。

そういった意味でいくと、この審問期日の規定が、どういった場面を想定しているのかについては、それは実務的な観点からいろいろな御議論あるんだろうと思います。家事との関係で言いますと、家事は、後から出てきますけれども、審問期日という表現は、審問、審尋、いろいろありますけれども、先ほど言った弁論準備等の手続がございませんので、

恐らく役割分担が多少違ってくる部分もあるのかなと思いますので、恐らく今後議論する際には、人事訴訟における審問期日の役割はどういったものかを踏まえて、改めて御議論いただければと思っています。

そういった意味で、いわゆる本体的な訴訟手続とミックスしたような手続であるということとの兼ね合いで、法律上は審問期日となっていますが、これが人訴と家事どう違うのという点についても、次回以降、是非御議論いただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○戸苅幹事 申し上げようとしたことは、今、脇村参事官がおっしゃったこととほぼ同じでございます。当事者の中には、主張と証拠的なことがごっちゃになっている方もいらっしゃるということはあるかなと思います。

それからあと、先ほど櫻井委員の方からお話があった点につきましても、そのような事案があるというのは、当然あるかとは思いますが、そうではない場合も当然あるわけですし、言ってみれば、現行法では家事の審問の方では柔軟な方法を採用することができるにもかかわらず、ここであえて手段を限定するような法改正する必要はないのではないかということは、申し上げようと思っていたところでございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

それでは、垣内幹事、お願いいたします。

○垣内幹事 垣内です、ありがとうございます。なかなか悩ましい問題だなと思っておりまして、一つには、先ほど来出ていることですが、この審問の期日、これは家事事件手続法でもある事実の調査というものと密接に関係をしているので、人訴と家事でまた違うかどうかという論点もあるかと思っておりますけれども、基本的には家事事件手続法の方でどうなるかということとの関係で、こちらも決まってくる部分が大きい問題なのかなと思っております。

そうしたときに、本日の部会資料の5ページの上から2段落目のところでは、他の当事者が立ち会うことができるものでありということが記載されているんですけども、この点そのものは余り本質的にはないと申しますか、例えば弁論準備手続についても立会いができるということですが、だからといってウェブ会議でなければということに必ずしもならないので、問題の中心はやはり証拠調べとして心証形成をするということなのか、それとも主張を聴取するということなのかということなのかなと思います。

そのように考えますと、民事訴訟並びで言えば、先ほど来出ておりますように、証拠調べの性質がある場合については、より慎重な手続でウェブ会議という考え方もあり得るところで、ただ、こちらの場合には、そこが両者一体となっているところを、あえて分けて異なる規律を適用する方向で考えていくのか、そうした場合には、家事事件についても同じように考えていくのかということところが、改めて問題になっているというように理解をしております。

この点については、家事事件手続法そのものが比較的最近の立法としてされているところで、この家事事件手続法の法制審での審議に私自身は関与していないんですけども、家事事件でも主張と証拠調べと申しますか、その事実認定の問題というのは、理論的には

分けて考えるべきものではないかという理解もあったかにと思いますが、しかし、できた法律で、そこが画然と整理がされた形での規律になっているかということ、そこは必ずしもそうでないようにも見受けられるところで、その点は両論あるというか、いろいろ議論があり得るところなんだろうと思います。

そうしたところ、できて現在運用されている家事事件手続法の下で実際にどういう運用状況であるのかと、何かそこで、やはり事実認定の関係で、十分に手続保障がされていないであるとかいったことが懸念される状況が発生しているのかどうかという実務上の状況についても、ちょっと私、よく分からないところがありますので、もし現在の家事事件手続法の下での運用について、実務を御経験として御存じの方で何か御知見があるということであれば、その点をお示しいただけると、審議の際に参考になるのではないかというように感じたところです。

仮に、特段弊害がないというようなことで、家事事件そのものを見直すということではないとすると、こちらについては、基本的には家事と人訴でまた違うという議論ができるかどうかということには関わりますけれども、家事と同様に考えるという方向もあるのかなというふうに、現時点では感じているところです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。若干質問の御趣旨も含まれていたかと思いましたが、実務家の先生方の中で、何か今の点について。

○小池委員 確かにウェブ会議であれば、表情が見られるので、コミュニケーションが円滑になる面があるかもしれません。現在、証拠調べを行うときは、必ず本人に御出頭いただいて、もちろん顔を見ながら聞いている形でやられているかと思います。家事事件の審問期日で、来てくださいというときには、必ずそういうことでやっておりますので、それ以外の主張の整理とか証拠を出してくださいとか、そういう準備的な手続のときに、電話会議で家事事件の審問期日を行うことで、具体的な支障が生じているというふうには認識していないところです。

あと、家事の当事者というのは、突然来られなくなっちゃったとか、子供がどうかなっちゃって来られなくなっちゃったとかで、急遽電話会議に切り替えたりとかするニーズがあるので、そういう意味では、家事事件手続法の審問については、やはり電話会議のニーズも依然として残るのかなと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○櫻井委員 先ほどの表情を読み取ることが電話では難しいというお話のほかに、他の弁護士から、電話会議で相手方の審問をしている際に、どうも様子がおかしい、周りに誰がいるのではないかということになって、結局、電話会議を中止した例があったということを知っています。それが一般的に多いのかと言われると、統計を取っていないので分かりませんが、事実上、やはり電話会議ですと周りに誰がいるかということとは分かりません。特に、人事訴訟でも家事事件手続でもそうですが、家庭内の紛争が対象になりますので、例えば、同居をしているまま離婚訴訟をやっている当事者もいらっしゃるわけですね。これは家事審判に限られるかもしれませんが、遺産に関する紛争もそうです。一般的には民事訴訟と異なり、当事者が互いに近いところにいる可能性がありますし、第三者の介在の危険性というのもやはり低くはないと思われまます。そういうものをきちんと電話会議で担保できるのかということ、やはり実情に照らしてもウェブ会議を原則とするべきではないか

と考えます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 何度も失礼いたします。先ほど裁判所から実情についての御紹介を頂いたところなんですけれども、伺いましたところでは、そうしますと、一応証拠調べ的な意味合いを持つ場合と、そうでない場合というのは、分けて運用されていて、証拠調べ的なものであれば、これは来ていただいてやっているのであり、電話等を使うのはそうでない場合であるという仕分が、実務上はされているという理解をしてよろしいのか、そうであれば、仮にその両者を分けるような規律、民訴の審尋みたいな規律を導入したとしても、実際には特段不都合はないということになるのか、それとも、やはり両者混然一体となっている場合というのが相当にあって、画然と分けてしまうと、手続を進める上でかなり不都合があるというふうな認識でいらっしゃるのか、もし分けられないとすると、両者一体としてどちらに寄せるかということになるんだと思うんですけれども、ちょっとその辺りのことが、先ほどの御発言に更に補足をしていただければ、お願いできれば有り難いと思います。よろしくをお願いします。

○山本（和）部会長 それでは、家庭局、お願いいたします。

○戸荊幹事 今、垣内幹事がおっしゃったことと言えば、先ほど私も申し上げましたが、特に家事事件は、やはり画然と分けられない事案があるんですね。そういう場合に、電話会議を使った事例で、何か支障が出ているとか、そういう声が多いとか、そういうことはちょっと承知していないということでございます。先ほど小池委員の方から申し上げたのは、例えば、いかにも証拠調べ的なものもあるんですけれども、その場合、出頭をお願いするという事案もあるけれどもということでございまして、そうではない、やはりごっちゃになるような事案もあるという、それが実務の実情かなと思っております。

それから、すみません、もう1点、先ほど櫻井委員がおっしゃったことで言いますと、櫻井委員がおっしゃったところも一理あるものの、それを言ってしまうと、では、弁論準備手続とかほかの手続はどうなんだという話にもなってきますよね。電話会議一般に言える話でもあるのかなとも思ったりしたものですから、申し上げた次第でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山田委員 今の垣内幹事と、それから戸荊幹事のやり取りで、大分分かったかなというところで、あまり付け加えることもないのですけれども、私の関心も、主張的なものと、それから証拠調べ的なものが混在していることが多いのか、多いとすると、手続的な丁寧さとして、証拠調べが含まれているのであれば、手続保障の重い方に寄せて原則を考えていくといういき方があるのかということ、少しお尋ねしてみたいと思った次第です。

今のお話で、混然としている、事前には混然としているという場面も多いということは、承知をいたしました。ただ、先ほどの弁護士の先生方からの話ですと、混然としているのかどうかも、事前には分からないという場面もおありだというお話でありまして、そうだとすれば、審問の期日をどういう趣旨で開くのかを、合理的な裁量を確認しながら進めていくためには、例えば、原則としてはウェブだけれども、当事者の意見を聞き、相当と認めるときには電話会議にできるというようなことを明文化することで、両方いけるんだけれども、少しそこで目的をはっきりさせるという方向に持っていくことも可能なのかなと

いう印象を、現時点では持ったということでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに、この点いかがでしょうか。よろしいですかね。

○脇村幹事 脇村です。御意見いただきましてありがとうございます。また、多分、次、家事でも同じ問題が出てきますが、御議論いただければと思います。

すみません、1点といたしますか、若干お話しさせていただきますと、いずれにしても、人事訴訟と家事と一緒に考えるべきなのかどうかについては、その点につきましては、引き続き、実際の実務がどうなのか、先ほど来話出ています中には、人訴の話ではなくて家事の話も入っているような気がしております、その家事の話を前提に人訴をしていいのかどうか、若干私、聞いていてよく分からなかった点もございますので、そういった意味で、最初お話ししたとおり、人訴における審問期日がどういった役割なのかを踏まえながら、引き続き当局としても考えていきたいと思っております。

その上で、家事について、先に若干お話しさせていただきますと、若干昔話になりますが、23年の家事事件手続法改正の際の議論になりますと、先ほど来出ていますとおり、主張的な整理と認定的な証拠調べる審問について、それについて意識しながら議論は確かにしていたというふうに認識しています。私の若干の記憶によると、基本的に争点整理型につきましては、それは電話会議等でもいいのではないかという議論があり、かつ、当時の議論としては、どちらかという、この事実の調査というか、審問期日と証拠調べとのデマケを少し議論をしまして、非常に証拠調べるものが必要になるケースにつきましては、これは申立権を家事事件手続法を改正する際に証拠調べについて付与しましたので、当事者は当然、厳格な証拠調べである証拠手続、尋問等を請求できることを前提にしつつ、その権利を付与した上で、柔軟な事実の調査についてはそれはそれとして、残したという記憶でございます。ですから、家事に関しても、今、事実の調査をどこまでやっているかというのは実務的な話なのかもしれませんが、そういった立て付けで、本当に証拠調べが必要なケースについては、適宜そちらでやるということで法律ができたという認識をしています。

その点については、どうしてもやはり審問期日というか事実の調査が、主張と証拠が分けにくいといったことがあったことも原因であったと思いますが、恐らく家事は今でもやっていたらいいのではないかなと思います。

あと、そのときの議論というか、お話を伺っていて思ったのは、結局、実際の運用として、ウェブを活用すべき場面も恐らくあること自体については否定されていないと思う反面、どういった形でウェブと電話会議のすみ分けを区別するのが、法律上できるかどうかということも問題なんだろうと思いますので、恐らく電話会議を残すべきであるという方の中でも、全ての手続を電話会議でやるということをおっしゃっているのではないかなと思います。そういった意味では、そういったデマケといたしますか振り分け方の仕方とかを、裁量に委ねることがあるのかどうかを含めて御議論いただきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうかね。よろしければ、また家事のところでも、先ほどと同じ、今度は家事について絞ってということですが、同じ議論をしていただくということで、

取りあえず、人訴の審問との関係においては、これは御意見明確に分かれましたので、引き続き御議論を頂くことになろうかと思えますけれども、取りあえず次に移らせていただくということによろしいでしょうか。

それでは、続きまして資料5ページ、「5 和解」について、資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。5ページの「5 和解」は、改正民事訴訟法と同様に、当事者から送達申請によらず和解調書を送達しなければならないものとするについて、御議論をお願いするものでございます。

なお、離婚訴訟や離縁の訴えに係る訴訟において、ウェブ会議を利用して和解の成立を可能とすることなどについても、民事訴訟法等の一部を改正する法律において規律が導入されることとなっております。

説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、御発言があれば頂きたいと思えます。

いかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。この調書の送達に関しては、債務名義とならないようなものまで送達することで、余分な費用を当事者が負担させられることになるのだとすると、それは望ましくないのではないかと考えているのですが、他方で、商事法務の研究会の際には、送達の費用を手数料として一本化して、定額化するという考え方が出されていたところかと思えます。この法制審でもそういった方向で検討されるのだとしますと、送達の費用も最初から手数料に含まれているということで、送達することで余分な費用が掛かるということにはならないのかなとも思います。ただ、他方で、全ての調書を送達するという前提で手数料の額を設定するということになる、そもそもの手数料額が高く設定されるのではないかという懸念も持っているところです。ですので、結局、手数料額をできるだけ低額にさせていただけるのであれば、全ての調書の送達ということについても賛成できると考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですかね。手数料との関係についての御指摘があったということになると思いますが、よろしければ次に移りたいと思えますが、どなたか御発言希望ありますか。

○山本（克）委員 今の手数料の定額化は、今回成立した法律は、人事訴訟にも適用があると理解していたんですが、違うんでしょうか。

○園関係官 先日成立いたしました民事訴訟法等の一部を改正する法律の中で費用法を改正しておりますところ、その改正の中では、飽くまで民事訴訟に関する郵便費用を手数料に一本化したというところではございまして、人事訴訟につきましては、また別途の検討を要するという整理をしております。

以上となります。

○山本（克）委員 了解しました、ありがとうございます、前提の確認をしたかったので。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、その手数料についてまたあれかもしれませんが、ほかに和解調書送達の点は

よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、今度は「6 記録の閲覧等」ですね、この点につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。5ページからの「6 記録の閲覧等」ですが、本文(1)は、人事訴訟の電子化した訴訟記録のうち、事実調査部分を除いた部分について、民事訴訟のIT化において導入することとされた、電子化した訴訟記録の閲覧等の規律と同様の規律を導入することについて、御議論をお願いするものでございます。

事実調査部分については、閲覧等に裁判所の許可を要するものとされていることから、6ページになりますけれども、本文(2)で別途御議論をお願いすることとしております。この許可を得て閲覧等を行うことができるという規律は維持した上で、インターネットを利用した閲覧方法を検討することが考えられるところでございますが、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができるようにすることについては、閲覧等に裁判所の許可を要することとの関係が問題になるかと思っております、その点を含め、御議論いただければと存じます。

以上になります。

○山本(和)部会長 ということで、(1)、(2)、事実の調査の部分、それ以外の部分ということで分かれておりますが、どちらでも結構ですので、お気付きのところを御質問、御意見、何でもお出しただければと思います。

○今川委員 事実の調査に係る部分の閲覧等で、(注)の②、先ほど説明があった許可を前提としているということですので、ちょっと質問になるんだろうと思うのですが、今の実務の運用というのは、例えば、ある書類は閲覧してもいいですよ許可をした場合には、その後は、許可を取らなくても、当該許可を受けている書類については、ずっと閲覧できるというような運用になっているのかというのが1点質問と、もう一つは、閲覧すべき対象はこの書類という、具体的な限定しないで、何か包括的な許可を与えているような運用をされていることがあるのかということ、ちょっとお聞きしようかなと思います。

○山本(和)部会長 裁判所の運用に関する御質問ですが、裁判所の方から、どなたからか御発言いただけますでしょうか。

○小池委員 先ほどの御質問の中で、まず、包括的な許可をしているのかということについては、それはなくて、やはり個別に特定したものについての許可を個別に行っているということになります。

それから、最初の御質問で、同じ、1回許可したものは、もう次からは許可なくして見られるのかということなんですけれども、そういうケースを経験したことはないんですけれども、多分理解としては、一応申請があったものについて許可をしたというところで1回終わっているの、その判断がですね。やはり個々の、また見たいということであれば、個々のにまた申し立ててもらって、それを許可するということになるのかなと思います。

今、委員の先生がおっしゃったような例というのは、余り経験したことがありません。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。今川委員、いかがですか。

○今川委員 そういう実務だということになると、許可を前提にいつでも閲覧というのをなかなか認めにくいのかなと思っております。運用が非常に、包括的な運用もされていると

いうのであれば、一旦許可をしてしまうと、いつでも閲覧できるというようなことも可能なのではないかなと思っておったのですが、ちょっと今の運用を聞いてみると、今の法律を前提とする限りは難しいのかなという感想を持ちました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。当局としましては、現行実務はそれはそれとして、今後について、どうした方がいいのかについて、是非御議論いただきたいと思っております。さらには、今の実務が、飽くまで現行を前提とした議論だと思しますので、電子化をしたとした場合に、同じ実務になるのかどうか、それは分からない話というか、逆を言うと、正に皆さんの議論によると思っていますので、今の実務、もちろんそれは踏まえた方がいいと思えますけれども、だけではなくて、どういったことをしていくべきなのかについて、是非御議論いただきたいと思っております。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか、そのような趣旨で。

どなたでも結構ですが。

○垣内幹事 垣内です。事実の調査の部分について、許可が必要であるということそのものについては、今のところ現行法の考え方は基本的に合理的なんだろうという理解を前提にして考えているんですけども、他方で、IT化ということですので、閲覧を裁判所に設置した端末、あるいは裁判所外の自分の手元にある端末から、許可を受ければ閲覧をすることができるようになるということは、これはそのようになるべきものではないかというふうに考えております。

それで、許可がどの程度包括的かということは、これもシステムでどういうふうにつくっていくのかということに関わるのかもしれないけれども、やはりある程度許可をするに当たって、何について許可をするのかということは特定をした上で、その許可をするかどうか判断をしていただく必要があるように思われますから、場合によっては、その特定の範囲がそれなりに広いと、これとこれとこれとこれという形でかなり多くのものというものについて、全部許可される場合もあれば、その一部について許可される場合もあるかもしれないけれども、とにかく特定された範囲のものについて許可がされたら、それについては裁判所外でも基本見られるということによいのではないかというふうに考えております。ただ、多分端末で見るという場合には、許可がされたときに、その場で裁判所に行き見て見るのと違いますので、一定の時間見ることができるような環境というものを提供することになるのか、作り方によっては、その後ずっとその当該書類については見られるという作り方もあるのかもしれないけれども、そのようにするのが適切なのかどうかということについては、ちょっと今のところ、実際に家事事件等の書類等について、私自身は見ることがないということもありまし、定見を持ちかねているところですけども、合理的な範囲内で一定の期間見られるようにするというようなことは、一般的には十分考えられるところかなと思います。ただ、その期間がどれぐらいであるということがいいのか、1日なのか数日なのかとかいうことについては、ちょっとほかの先生方の意見も伺って考えていきたいというふうに、現時点では思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○大谷委員 大谷でございます。非常に素朴な質問で恐縮です。人事訴訟関係というのは、

やはり生活上の秘密を取り扱うケースが多いものという一般的な認識があるため、教えていただければと思います。どなたへの質問にすべきかというのもちょっと分からないんですが、人事訴訟法では、当事者審問を公開しない場合が定められていて、そういった場合の訴訟記録がどのように作成されるのかというのが、ちょっと分からなかったのですが、そもそもその訴訟記録で当事者審問等の公開停止になったものが、閲覧などできない状態で作成され、訴訟記録にならないという言い方もおかしいのかもしれないんですけども、そのような場合には、恐らく記録の閲覧というのも、通常の閲覧制限とは違った形で閲覧できないようにする措置が必要なのではないかなと思いましたので、その辺りをどなたかに解説していただけると有り難いです。本当に素朴な質問で恐縮です。よろしく願いします。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。それでは、事務局から御説明をお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。具体的な例でいきますと、離婚などの訴訟が訴訟の典型ですが、離婚訴訟の中でも、離婚についての判断部分、離婚になりますかという部分と、例えば、それに付随をして、親権者ですとか財産分与を決める手続、これは、実は一応手続的には二つあるというふうに考えて、二つという言い方は語弊ですけども、2種類というか、規律が違うということです。

離婚部分については、これはいわゆる訴訟でございますので、憲法上、これは基本的に公開をしないといけないということになっておりますので、訴訟記録も当然、その部分というか、その規律に関する部分については、これは公開をし、かつ、閲覧も基本的に制限されないということになっています。もちろん、例外として、憲法上公開しないケースも一応認められて、そういったケースは閲覧制限が掛かりますけれども、基本は全部公開で、全部閲覧されるというふうに考えていただいて大丈夫かと思えます。

一方で、親権者の指定などについては、これは訴訟ではないということで、憲法上も一応公開されなくていいという性質からすると、ここについては非公開でもでき得るという前提で人事訴訟はできてまして、そういった2種類の性質のものが混ざっているのが、非常に特徴的なものでございます。

記録の閲覧に関して、特に議論していたのは、この非公開でやっている手続でもいいとされた部分について、これは、我々、事実の調査と呼んでやっているところなんですけれども、それについて、今でも記録の閲覧を、想定としては、どちらかという相手方当事者にも隠せるというのが特徴なんですけど、そういった規律の下で、この記録どうしますかね、閲覧どうしますかね、例えば、子供さんの養育状況ですとか相手方の住んでいる住所とか、こういったものについて、今ですと、相手に見せるかどうかは許可制ですが、見せなくて済むという手続ができるんですけれども、それをどううまく端末から見るときに、どう仕組むかなというようなこと、紙ですと、来たときに判断すればいいんですけれども、それを事前に判断してやりますか、それとも紙と一緒に電子についても、その都度請求があり、その都度見せるかどうか判断するというふうにするのか。ただ、そうすると、元々民事訴訟で議論していた24時間いつでも見られますよみたいな話とは少しずれてくるのではないかとこのところ、どうしますかねということが議論になっているのかと、私は聞いていて思ったところです。

○山本（和）部会長 大谷委員、今のでお答えになっていますでしょうか。

○大谷委員 考え方は、今の御説明については理解したつもりではあります。どうもありがとうございます。

今のお話で言えば、何らかの閲覧の許可の求めがあったときに、その時点で許可するかしないかを定められるような仕組みを考えておけば済むと思われ、あらかじめ許可がなければ閲覧できないものについては、それなりのフラグを立てて管理をするので、いつでも見られるというものではないと構成するのが、多分よろしいのではないかなと思ったんですが、最初に質問して教えていただきたいと思ったのは、人事訴訟法の22条で非公開で行われたものの記録というのは、どのような形で閲覧制限の処理がなされるのかといったところを教えていただこうと考えたものです。質問の仕方そのものがよく理解できていなくて申し訳ないです。

○山本（和）部会長 いえ、それは。私の理解では、人事訴訟法22条による当事者尋問等の公開停止が行われた場合には、民事訴訟法が人事訴訟法に包括適用というか、基本的に適用になりまして、民事訴訟法の91条2項に、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができるということで、一般的な閲覧、91条1項の閲覧、何人もというのは適用されずに、こちらの方で当事者及び利害関係を疎明したというもので規律されるということになるのではないかと理解していますが、そうですね。

○大谷委員 大変ありがとうございました。すっきりしました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに、この記録の閲覧の点。

○小畑委員 基本的には、この閲覧、謄写の対象が、今までの書面だったものがデータになるということになりますと、閲覧、謄写を申請する人は、どの法律においても劇的に増えてくると思います。今までやはりコストや、当事者の負担や時間等を勘案して、本来的には閲覧、謄写をしたかった問題についても、していなかったという事案が多いんだと思います。そうすると、例えば、裁判所の負担としても、これから許可をする、許可をしないということに関する負担は、数が多くなるだろうと思います。

私は、いつでも閲覧の範囲、一旦許可を得た上でのいつでも閲覧の範囲というのも増やすべきだと考えておりまして、一旦特定した閲覧請求に対して、許可を出した以上は、さらに、新たにその部分について申請したものについて、再び許可が必要ということにはならないのではないかと思います。他方、許可が出なかった点について、新たに許可を求めてきた場合は、当然個別的に許可をするというような形で進める方向がいいのではないかと考えておりまして、この点については、先ほど脇村さんもおっしゃられていたように、今までの実務とは離れて、IT化された後の状況をよく想定した上で、検討する必要があると思っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

それでは、また家事のところでもやはり記録の閲覧の話が出てきますので、またそのときにも御発言いただくということで結構ですので、先を急がせていただいてよろしいでしょうかね。

それでは、続きまして、資料 8 ページの「7 送達等」ですね、この点についての議論に移りたいと思います。まず、事務当局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。8 ページ、「7 送達等」ですが、本文「(1) 電磁的記録の送達」及び「(2) 公示送達」は、人事訴訟手続における電磁的記録の送達及び公示送達について、民事訴訟手続と同様の規律を導入することについて御議論をお願いするものでございます。

以上になります。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、御質問、御意見、御自由にお出してください。

いかがでしょうか。(1)、いわゆるシステム送達、(2) 公示送達、基本的にはいずれも民訴並びということですが、公示送達の説明のところには、なお書で、特に人訴についてはプライバシーに配慮する必要があるという意見も考えられるというような指摘もされているところですが、その点も含めて、御意見とかあればと思いますが、特段よろしいでしょうか。

○櫻井委員 なお書に関連して意見を申し上げようと思います。人事訴訟手続においては確かに家庭内の個人的な事項に踏み込んで審理がなされることが多いので、特にプライバシーに配慮する必要があると思います。配慮する方法としては、公示される内容を限定するという方向と、もう一つ、公示されることによってプライバシーの侵害ができるだけ起こらないような防止措置を採るといふ、二つの方向性があり得るのではないかと考えています。前者については、あまり公示する内容を限定しすぎると一方で公示送達の意味がなくなってしまうことが懸念されますので、バランスをどう取るかが重要で、民訴と異なる規律にすることについて異論もあり得るかと思います。後者の防止措置については、たとえば画像ベースで掲載し、テキストでは検索できなくする等の方策も検討の余地があるのではないかと考えています。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、今の櫻井委員の御意見があったということ踏まえて、また次の段階に進みたいと思います。

それでは、人訴最後ですけれども、「8 その他」についてですけれども、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。8 ページからの「8 その他」ですが、ここまで御議論いただいたほかにも、人事訴訟手続の I T 化に関して検討が必要な事項があるかなど、御意見を頂ければと考えております。具体例といたしまして、証拠調べ手続について(注)に記載をしておりますが、これ以外にも考えられる点がございましたら、御意見いただければと存じます。

説明は以上になります。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、この点、人訴で、例として挙げられている証拠調べについての御発言でも結構ですし、あるいは、それ以外にこういう問題もあるという御指摘でも結構ですので、御自由にお出しを頂ければと思います。

○櫻井委員 1点、これは質問になるのですが、民事訴訟で導入される法定審理期間訴訟手続に関しては、人訴にも除外しない限り適用されてしまうということになるのか、これは別途検討ということになるのか、その前提を確認させてください。

○山本（和）部会長 それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 脇村です。先般成立しました法律、民訴法改正法では、いわゆる法定審理期間訴訟手続というのが、民事訴訟法に導入されることになっています。他方で、改正法の中では、このものについて、人事訴訟法については適用除外規定を置いています。そういう意味で、人事訴訟には法定審理期間訴訟手続は、改正法の下では適用されておりません。

○山本（和）部会長 櫻井委員、いかがでしょうか。

○櫻井委員 はい、分かりました。そうしますと、特に人訴でも導入するべきだという意見が出ない限りは、今回は導入されないという理解でよろしいですね。

○山本（和）部会長 ええ、そういうことなのではないかと思えます。

○櫻井委員 はい、ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ほかにいかがでしょうか。

いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

それでは、また家事のところでも、基本的に同様の問題がまた1回転、もう一度あると思いますが、言い残したことがもしございますようでしたら、家事のところに関連して御発言いただいても結構ですので、取りあえず人事訴訟についてはこの程度とさせていただきますと思います。

それでは、ちょっとまだ早いかもかもしれませんが、区切りが区切りですので、ここで休憩の時間を20分程度入れたいと思います。3時20分、15時20分に再開とさせていただきますので、それまで御休憩いただければと思います。

（休 憩）

○山本（和）部会長 それでは、時間となりましたので、会議を再開させていただきます。

続きまして、資料9ページ、「第2 家事事件」についての議論を頂ければと思います。まず、「1 インターネットに用いてする申立て等」について、事務局から部会資料の説明をお願いします。

○大庭関係官 関係官、大庭でございます。御説明いたします。「第2 家事事件」の「1 インターネットを用いてする申立て等」ですが、9ページ、「(1) インターネットを用いてする申立て等の可否」は、家事事件手続における申立て等についても、民事訴訟手続と同様、全ての裁判所に対し、一般的にインターネットを用いてすることができるものとするにつぎ、御議論をお願いするものでございます。

次に、10ページにいきまして、「(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け」でございますが、本文は、民事訴訟手続において義務化することとされた委任を受けた代理人等について、家事事件手続においても申立て等をインターネットを用いた方法に限定することについて御議論をお願いするものです。

また、家事事件手続によって裁判所が選任した者、例えば成年後見人や未成年後見人、相続財産管理人、不在者財産管理人等について、別途議論するところがあり得るかとい

た点については、説明において記載をしておりますので、こうした点も含め御議論お願いできればと存じます。

説明は以上になります。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

それでは、これも（１）、（２）とありますが、特に区切りませんので、どの点からでも結構ですので、御質問でも御意見でも御自由にお出しを頂ければと思います。

○今川委員 義務化のところで、家事手続における裁判所が選任した者の義務化という点なのですが、そこに成年後見人等を掲げられておるのですが、これについては認めるべきではないというような意見を持っております。相続財産管理人とか不在者財産管理人等々、成年後見人等に選任される方というのは違うのかもしれませんが、やはり親族が、後見人なんかはここに指摘されているように非常に多いということが第１点ですし、また、ある考え方によれば、弁護士とか司法書士とか、そういう専門家は義務付けたらどうかというような議論もあるのかもしれませんが、そこについては、やはり専門家の範囲をどうするのかとか、先ほども説明があったように、民訴法との並びで委任の際に義務化しているというようなくだりですらどうするのかなどというように考えました。

ただし、問題は、これ、裁判所が選任した者ということになると、その余の、例えば一番大きな問題は破産管財人なのですけれども、私は義務付けしてもいいという立場を採っているのですけれども、それは、やはり弁護士が大多数を占めているということで、そのように考えているのですが、従前から議論されていますように、民訴法の手続とやはり違うんだという、破産管財人の話をしているのですが、そういうことで委任ということに縛られる必要はないのではないかと。そうすると、家事事件の裁判所が選任した者との違いはどうかという点において、やはり大多数が弁護士が占めているという点を重視すべきではないか。民訴法で委任を受けた者もほとんどが弁護士ですので、そういう意味で、実質的にも破産管財人の義務化には、家事事件手続における裁判所が選任した者を義務化しなくても、破産管財人の方には影響を及ぼさないというふうに考えて、以上の意見を申し上げます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○小澤委員 今の点と同じところですが、家事事件手続によって裁判所が選任した者に対しての義務付けに関して意見を述べたいと思っています。

民事訴訟手続と同様に、親族や市民後見人といった法律専門職でない者に対してまで、インターネットを用いてする申立て等の義務付けをすることは、現時点では時期尚早であり、相当ではないと考えているところでございます。

しかしながら、後見事件は財産目録などの定型的なデータ入力が多いため、できる限り同じフォーマットにシステム入力するようなIT化対応は、利用者目線で考えましても、導入が求められているところだと考えています。そこで、裁判所が選任する後見人のうち、一定の者に対しては、インターネット申立てを義務付けるということを考えてもよいのではないかという意見を持っています。具体的には、成年後見人等に選任された弁護士、司法書士に、インターネット申立ての義務を課すということが、本改正の目的や現状に照らすと相当ではないかと感じています。

最高裁家庭局、令和3年度の後見事件の概要を見ますと、成年後見人等が付された3万9,571件の後見開始の審判事件において、私ども司法書士は1万1,965件に関与しており、親族以外の後見人のうち、40%近くは司法書士が選任されています。統計上、司法書士、弁護士が親族以外の後見人の全体の3分の2、事件全体で見ると半数以上を占めております。また、認定司法書士は、簡易裁判所での代理訴訟をする際にはインターネットを用いてする申立て等が義務付けられている職能でございますので、成年後見人に選任された際に、インターネットを用いてする申立て等を義務付けられたとしても、新たな負担ということにはならず、業界内で意見照会をしましたところ、成年後見人としてのインターネットを用いてする申立て等の義務付けに反対する意見はなく、むしろ歓迎するといった積極的な意見が多く寄せられています。

と申しますのも、成年後見人等に選任されている司法書士の多くが加入している公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートにおいては、既にインターネットを用いてする事件管理システムを会員に提供しておりまして、個々の会員も日常的にそのシステムを用いて事件管理、報告書等の作成を行っている現状があるからでございます。また、法制面の検討から少し外れてしまうのかもしれませんが、ITを活用して後見人等の不正を防止するといった観点からは、将来的には成年後見人等に選任された者全てにインターネットを用いてする申立て等をしていただくことを目指すとともに、成年後見人の利用する金融機関からは、残高証明を電子署名付きの電子データで交付していただいたり、あるいは後見専用口座をインターネットバンキングとして開設して、後見監督人や家裁など、監督すべき立場の方には閲覧専用の権限を付与するシステムを検討したりするなどの方策も、実務的に可能かどうか考えてみたいと思っています。

こうした一連の家事事件のIT化をシームレスに進めようとする、申立ての際に入力する財産目録等も同一のフォーマットでデータ入力をされるのが望ましいと考えられることから、家事事務手続によって、裁判所が選任した者の一部について義務化するかどうかという議論だけでなく、申立人についても、インターネットを用いてする申立て等を行うことができる者は、民事訴訟手続における範囲よりも義務化の範囲を広げるという検討がなされてもよいのではないかという意見も、当連合会のワーキングチームでございましたので、参考までに御報告を申し上げたいと思います。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 この件に関しては、今回で3回目になるんですが、私は、従前どおり裁判所から選任された機関に関しては、原則インターネットの申立てを行うという方向で議論すべきかと思っております。インターネットの申立ての手段が現時点で使えないという方が、例えば、成年後見に選任されたという場合には、その例外を認めるという方向性が妥当なのではないかと考えます。

裁判所から選任される機関というのは、民事執行法の収益執行等における管理人や倒産手続における破産管財人等の各種機関、それから家事事務における、資料に記載されている事項、また、商事非訟事件における、例えば総会検査役とか取締役職務代行者等があります。そのうち多くは法律専門家ないしそれに準ずる方が選任されますので、問題となるのは、恐らく成年後見の問題だけではないかと思いますが、現段階においては、インター

ネットの申立ての例外を認めるという方向で議論すべきであると考えています。

司法のIT化を進める基本的な考え方として、裁判所から選任される機関が、インターネットの申立てをするか自由に選ぶことができるというようなことでは、IT化は進まないのではないかという危惧も持っておりまして、基本的な規律としては、民事訴訟法を一步進めまして、各種手続における機関に関しましては、インターネットの申立てを原則義務付けるという方向で議論すべきであると考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です、ありがとうございます。私自身は、当事者、あるいはその当事者が委任した代理人について、オンライン申立てを義務付けるかどうかという問題と、それから裁判所が選任した者についてどう考えるかという問題は、重なる部分もありますけれども、少しずれるところがあるのかなというふうに考えております。

裁判所が選任した者については、何か裁判所が選任するというからには、一定何らか公益的な職務を裁判手続との関係あるいは裁判所との関係で担うということで、そのことに伴って、何らか義務付けというような負担を課すことも正当化できるのではないかと、こういった方向の議論も一方であり得るかと思っておりますけれども、他方で、当事者の場合と異なる点としまして、結局義務付けるということになれば、それは、義務付けてもよいような人を選任するということになるのだと思われまますので、例えば、破産管財人の場合であれば、既に大多数弁護士の方が選任されているという状況で、弁護士は民事訴訟との関係では、これは義務付けの対象になるということでもありますので、何か義務付けることによって、本当であれば、この人は管財人にした方がよいのにという人を選任しにくくなるという事態は、特段心配する必要がない問題なんだろうというふうに考えています。

他方で、この成年後見人等の場合に、現在の実情として、相当数法律専門職でない方が選任されているということ的前提としたときに、仮に一般的に義務付けをしたとすると、やはり弁護士さん等であれば問題ないけれども、そうでない人の場合には問題が生じてくるということであれば、そうした方よりは問題が生じない弁護士さん等を選任した方がよいというようなことになるということも考えられまして、そのようになることがよいことなのかどうかというのが、成年後見人の制度の趣旨等からして、適切な人を選べるという観点から問題がないかを確認をする必要があるのではないかと考えております。したがって、一般的には裁判所が選任される方について義務化を検討するということはあり得ることかと思っておりますが、当該地位ですね、成年後見人なら成年後見人という人との関係で、そのことで特段支障が生ずることがないかということを検討する必要があつて、もし成年後見人の場合には問題があるということであれば、これは義務化の対象から外すということも考えられるのかなと思います。

ただ、先ほど小畑委員が言われましたように、問題がある場合については例外規定で対応するというようなことも、方法としてはあり得るかと思っておりますので、様々な観点から見て、一番合理的な規律で、先ほど申し上げたような弊害というか、影響が問題にならないというものであれば、そういう規律でよいのかなというふうに考えているところです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○杉山幹事 私も、これまで議論がされていた裁判所が選任した者の申立て義務のところ

すが、これは、既にほかの先生方が指摘されたように、前回の破産管財人、その他倒産手続の機関として裁判所に選任された者について、申立て義務を課すかという問題と共通しているところかと思えます。私自身は、考えがまとまっていないんですけれども、裁判所によって選任された手続機関であれば、その手続について申立て義務を課するのは正当化されるのではないかと思ひ、他方で、裁判所がある手続で選任したからといって、それだけで他の手続についてもインターネットによる申立て義務が課されるというのも、行き過ぎではなからうかという気がしています。

前回申し上げなかったんですが、裁判所から選任されたということだけで申立て義務が発生するとすると、例えば、相続財産管理人は、相続財産破産の申立て義務があるという話にもつながっていくような気がします。事前配布資料の説明のところでも、当該手続に係る家事事件手続で申立てをする場合と書いてありますし、選任された手続については申立て義務を基礎付けることはできるかもしれませんが、それ以外の手続については、一般的にインターネットによる申立てを義務付けるというのは難しいのではないかと思います。

他方で、既に御指摘があったように、現状どうなっているのかというところを見ながら、義務付けするのが適切であるか、適切でないのか、個別職種について見ていくという方法もあるかと思ひます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 ありがとうございます。私も、垣内幹事がおっしゃったことに賛成で、オンラインによる申立て義務を課すということによって、選任に当たってバイアスが掛かることをやはりおそれます。例外規定を設けるのも、例外の設け方が二通りあると思うんですね。法律であらかじめこういう範ちゅうのものはオンライン申立ての義務がないというやり方と、選任の裁判によって個別的に除外するという場合と、両方あり得ると思うんですが、後者だとやはりバイアスは掛かり続けるというおそれがあるので、私は、仮にそういう例外を設ける方向で進めるにしても、法律上、こういう範ちゅうのものは例外とするというような形にしないと、垣内幹事がおっしゃったようなバイアスの問題は解消できないというふうに考えております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○植松幹事 ありがとうございます。義務化のところ、裁判所が選任した者一般の話ではないんですが、子供の手続代理人という制度があると思ひます。これには、裁判所によって選任される、いわゆる国選の場合と、子供や親が委任する私選の場合があるようなんですけれども、子供や親が委任する私選の場合は、委任を受けた代理人としてインターネット申立て等が義務付けられるのだと思うのですが、他方で、裁判所によって選任された場合については、委任を受けた代理人というのとはちょっと違うのかなと思ひて、そうすると、裁判所から選任された者についての義務付けという規律を採用しない場合には、インターネット申立てしなくてもよいということになるということ、私選と国選の場合で、義務になるか、義務にならないかというのが変わってくるようになるように思ひます。その点について、問題がないと考えるのか、それとも、それはやはりそろえなければいけないと考えるのかという点については、検討する必要があるのではないだろうかと思ひております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

○河村委員 すみません、主婦連の河村ですが、先ほどからシステムで手を挙げられなくなったので、チャットでそれを入れたんですが、それもできなくなって、何かシステム上で傍聴者か何かになっているのか、よく分からないんですけれども、使えなくなっていることをお伝えします。発言を希望します。順番にしてください。

○山本（和）部会長 河村委員、御発言どうぞ。

○河村委員 この家事事件手続の裁判所が認定した者というところの意見なんですけれども、基本的に義務の範囲というのは、全体的に最低限でいいと思っています。使ってもよいとすれば、使いやすければ広がっていくわけですし、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、IT化というのは、何か全てIT化が目的化されているように思うんですけれども、IT化というのは、人々の利便が高まって、幸せになって、それはどなたにとってもですよ、ということだと思います。今の時点で、成年後見人などの場合は使えない方はたくさんいると思うのですが、先ほどから、何か例外的にITを使わなくてもいいとしてあげようみたいなことでは違うと思います。

義務にしなくても、それが使いやすくいいものでしたらいずれ絶対広がりますし、5年単位とかで見れば、世の中も人間の方のITへの対応力も全く変わってくるので、今、システムも決まっていない範囲では、懸念がある範囲は義務化するべきではなくて、むしろ一部義務化してもいいだろうというところを、例外的にその範囲を決めるぐらいの感じではないといけないと思います。デジタル対応ができる人を選ぶ傾向になるという懸念は、ほかの委員の方の御意見に同意します。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○青木幹事 ありがとうございます、青木です。裁判所が選任される者について、オンラインを義務化するのかという点、これまでに既に出てきておりますが、必ずしも義務化するということではなく、その職種や地位との関係で考えていくという考えに賛成です。

破産管財人の例では、もちろん大部分が弁護士であるということもあると思うのですが、破産管財業務自体がIT化されるべきだというような考慮もあり得るのかなと思いますので、それを一般化できるとすると、その本体業務というんでしょうか、その職種、地位の本来の業務がIT化されるべきものについては、それに関連する手続についてもオンラインを義務付けていくという方向も、一つ考えられるかなと思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにか、この点にかがででしょうか。

○小畑委員 成年後見人に誰になるかという属性の問題もあるかと思うんですけれども、先ほどのお話との関連でいけば、成年後見業務はIT化すべき業務であると考えておりました、それは、破産管財人と似たようなところがありまして、財産目録の作成とか預金の管理だとか、そういうものを透明化し、不正が起こらないようにし、金融機関ともシステム上連携できるという制度、それを目指すべきであるという点から見ても、IT化を進めるべきと考えているというところでございまして、それは、そのほかの不在者の財産管理人も相続財産管理人も全く同じであると考えております。ですので、破産管財人と本質的な違いはないと思います。

IT化を目指すべき方向性としては、原則義務化という方向に動かないと、進まないの

ではないかという危惧を持っているというところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です、ありがとうございます。今、小畑委員が御指摘になったように、成年後見等の業務についても、IT化が図られるということは、積極的な意義というかメリットが大いにあるということなので、その方向にどんどん進んでいけることが望ましいことであるということは、そのとおりになんだろうと思っています。

ただ、そのことのメリットは、破産管財業務についてもあり、成年後見の業務についてもあり、その他の様々な裁判所によって選任される職種について、程度の差は多少あるかもしれませんが、大きく言えば存在をしていると。他方で、どういう方を実際に選任するかというのは、これまた職種に応じて、その適性と申しますか、どういう方が望ましいのかというのは、その職種、職種の制度趣旨を鑑みて決まるところもあるだろうと。場合によっては、IT化の利益を早急に実現することを優先すべき職種もあれば、全ての職種が当然にそうかというところ、そこは当該職種の制度趣旨等に鑑みて、もしこれは違うと、例えば成年後見はそうではないと言えることがあるのであれば、それは分けて考えるということもあり得るのではないかとということで、個別にちょっと検討していく必要はやはりあるのではないかなというふうに、私は考えているということです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○山本（克）委員 再三申し訳ありません。相続財産管理人についても同様だという意見を、先ほど小畑委員がおっしゃられたと思うんですが、相続財産管理人とは、名前が変わって清算人になっている部分もあるんですが、清算人は、共同相続人のうちから1人選ばなければいけないというふうな規定になっているところもあり、ちょっと相続財産管理人あるいは相続財産についての清算人については、同じようには言えない場合が結構あるのではないかなと思いますので、そこをちょっと指摘しておきたいと思います。

それともう1点、これは別の（1）の方に関係することですが、むしろ裁判所に対するシステム構築上のお願いなんですが、今、家事調停や家事審判の申立てで、定型的なフォームを用意しておいて、窓口でチェック項目をチェックしていったら、フローチャートの申立書が出来上がるようなことをされていますよね。ああいうものもオンライン化されたら、より一層そういうもののニーズが高まると思いますので、本人が申し立てられるよう、対策用にそういうものをまたシステムとして、裁判所の方で提供するような形でシステム構築をしていただければなと思っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○河村委員 河村ですけれども、もう一度よろしいですか。

○山本（和）部会長 どうぞ。

○河村委員 先ほどの意見と同じなんですけれども、少し補足して意見を述べておこうかなと思ひまして。やはりIT化を強く進める意見をおっしゃる委員の方は、不正をなくすためにもということをおっしゃっていますが、今の時点で、例えば、今テーマに挙がっている成年後見人などの場合、親族の中から誰かを選ぶというときに、一番人格的にふさわしいだ

ろうという人を選ぶということと、これは原則的にIT化されるんだから、ITが使える者がそういう立場になるのがいいのだということは、全く別の価値観だと思っております。なるべくそのような価値観からくるプレッシャーのようなものがない形のルールにさせていただいて、現状では、ITが使えるか使えないかという見方ではなくて、一番人格としてふさわしい人になりやすいようにしておいていただけたらと思います。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特にこの裁判所が選任した者との関係では、かなり様々な視点を提示していただいた、御意見は様々というか、なかなかまとめるのが難しいのかもしれませんが、視点は提示していただいたかなと思いますけれども、事務当局から何かございますか。

○脇村幹事 脇村です、ありがとうございます。いろいろな御意見いただきまして、また整理したいと思います。いずれにしても、選任した者については、結局義務化するということは職務の内容に含むという発想、裁判業務をするときには、そういう職務上はきちんともう、電子使わずにできないという職にはしないといけないというか、そういうことを議論しているとすると、正にそういったことを職務としてさせるべきかどうかという点について、恐らくいろいろな御意見の中でも、職種というか、成年後見とか、そういったものの特質を踏まえながらやらないといけないような意見が多かったのかなという印象は抱いています。

あと、先ほどいわゆる専門家についての特出しの御意見を頂きました。そういった意味でいくと、正に、余りにも感想めいたお話ですけれども、民事訴訟でも弁護士、司法書士についてくり出しという発想からいくと、そういった議論もあるのかなと思う反面、正に先ほど話があったとおり、何をもって専門家とっていいのか、非常に難しい問題として、民事訴訟でも、あれは訴訟代理人になっている司法書士、弁護士といった方たち、ある意味訴訟代理人としての、当然なれるということを前提に、そういった意味で専門家性がある意味明らかになったことを前提に義務付けているのに対し、成年後見などのケースについては、確かに一般論として専門職が多いですけれども、何か資格要件があるわけでもない中で、そういった形で専門職をくり出せるのか、民訴法は結局、弁護士、司法書士といった形の資格に着目した規律にしていなかったこととの関係は、やはりちょっと考えざるを得ないのかなと思っています。そういった意味では、実態として、弁護士さんなり司法書士の方が、家事関係でもインターネット申立て等を適切に使えるということの結論は皆さん多分それに異論がない反面、それを規律としてどう落とし込むのか落とせないのか、そういった問いについては、当局としても技術的なものを含めて考えていきたいなと思います。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

ほかに、この1の点全体、よろしいでしょうか。

それでは、この申立ての部分、特にこの裁判所が選任した者の点は、引き続き検討をしていただきたいと思いますと思いますが、続きまして、資料11ページの「2 事件記録の電子化」の方に入っていきたいと思います。まず、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。11ページの「2 事件記録の電子化」は、家事事件の手続において、裁判所に提出された書面等を電子化し、事件記録を電子化することについ

て御議論をお願いするものです。

家事事件においても、記録を電子化するために、本文①の規律を導入することを前提とするとしても、家事事件の特性等も踏まえつつ、どのような規律が考えられるかも含め御議論いただければと思ひまして、本文②を記載しております。例えば、単発的な申請許可型の事件のように、記録の閲覧等の申請がされることが少ない事件類型については、当事者等から提出された書面を必要的に電子化することとはしないものとするのが考えられるかどうか、また、家事事件においては、そもそも事件記録の閲覧等に裁判所の許可を要するとされていることから、当事者であっても、閲覧等が制限され得るものがあることを、記録の電子化においても考慮すべきかどうかなどについて、御意見頂戴できればと存じます。

以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この2の事件記録の電子化の点について、御質問、御意見御自由にお出していただければと思ひます。

○今川委員 これも、前から言っているとおり、事件記録は電子化すべきだと、こういう意見です。というのは、最近どうも、見ていると、事件記録を電子化しないという理由の一つとして、閲覧が多いか少ないかというような議論になっているのは、私はどうも間違っているのではないかと。やはり電子化するという事は紙をやめるということで、それで保管とか、そういうものをより効率的にやっつけよう、こういう視点がほとんど議論されていないと思ひておって、その点に非常に問題を感じております。結局は、書面で出されたものを電子化するという、そのコストが、裁判所書記官に掛かってしまうという点の議論が抜けてしまっていて、そこをきっちり議論すべきであって、負担が掛かるのであれば、負担が掛からないように、やはり技術的にどうすべきかという議論をして、そして事件記録の電子化を容易にすべきだと、こういうふうを考えるべきだろうと、このよう考えております。

したがって、結論は、全てについて例外を設けることなく、事件記録の電子化をすべきだと、こういうことです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○戸荊幹事 最高裁判所家庭局、戸荊でございます。第1回の部会でも発言させていただいたとおり、裁判手続のIT化を進めていくためにも、将来的には全面的な記録の電子化を目指すことが望ましいと考えております。これがまず大前提だということを申し上げておきます。

もともと、家事事件では、当事者の本人事案の割合が高くて、オンライン提出の普及を進めるためにも、フォーム入力の活用といった裁判所のシステムを、当事者の使い勝手の良いものにする工夫、これは先ほど山本克己委員もおっしゃった御指摘に通ずるところかと思ひます。このような工夫に加えて、当事者にとって電子提出が容易になるための各種環境整備、これが重要ではないかというふうに認識しております。とりわけ、申立て添付書類としての戸籍謄本の提出ですね。これが、家事事件ではつきものでございまして、その電子提出が容易になることが、オンライン申立て等の利用拡大に当たって欠かせないと考えております。

そのような環境整備が進むまでの過渡期においては、紙で提出されたものを、裁判所において電磁的記録にするための作業負担が重くなりまして、核となる業務に注力できない状況も生じかねないと思われまます。家事事件の中には、電子化の作業負担に比して、そのメリットが乏しいと思われるもの、これ、事務当局から先ほど御説明がありました単発的な申請許可型事件というのが一つの例かと思いますが、こういうものがあることを踏まえますと、少なくとも法制上、全ての家事事件の記録を直ちに全面電子化しなければならないといった硬直的な規律にはしないでいただけると有り難いなと思っているところでございます。

そうすると、これは飽くまで過渡期の話でございますが、過渡期においては、当事者等において、先ほど今川委員からもお話がありましたけれども、記録の閲覧等のニーズが低い事件もあります。そういう電子化によるメリットが直ちに当てはまらないと考えられる一部の事件においては、当事者等から電子提出されたものはそのまま電磁的記録とする、他方で、紙で提出されたものは、そのまま非電磁的記録として保管するという原則としつつ、必要があればPDF化して電磁的記録とすると、こういうような柔軟な運用の余地を認めていただきたいなと思っているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 再三申し訳ありません。広い意味の民事の裁判手続には、非常勤の公務員が関与する場合がございますよね。簡易裁判所の司法委員、家庭裁判所の参与員、それから民事調停委員、家事調停委員と、こういう人で、私、実は京都家裁で家事調停委員をやっているの、個人的関心から伺いたいんですが、そういう人たちの記録へのアクセスというのは、どういうふうを考えるべきなのかということです。それは、特に記録の閲覧等のオンライン閲覧の話は別として、事件を実際に、家事調停の手続をするに当たって、記録がデジタル化されている場合に、家事調停委員はどうやって記録を見ながら、調停委員として当事者のお話を聞くことになるのでしょうか。それは、タブレット端末のようなものを配布されてそれで見るとか、それともプリントアウトしたものを見るのか、両方併用するというのは非常にしんどいなという感じがしますので、どちらかに統一すべきなんだろうと思うんですが、その辺りはどういうふうにとらえたらよろしいのでしょうか。

決して、私はデジタル化に否定的な論者ではないんですが、記録のデジタル化には。ただちょっと、実際上の、どうしたらいいのかなということについて、非常に疑問が湧いたのでお伺いさせていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。家庭局から手が挙がっているの、多分お答えいただけるということなんですかね。

○戸苅幹事 今の山本委員の御質問なんですけれども、記録が電子化した場合は、調停委員が調停期日において、調停室でディスプレイなんですか、パソコンで電子記録を見ながら調停手続を行うという形になるのではないかなと思っております。ただ、具体的な実務の有様がどうなるかというのは、詳しくはこれから検討しなければならない点かなとは思っておりますが、電子記録になれば、期日で調停委員が調停室で電子的な状態の記録を画面で見ながらやるということは、そういう形になるのかなというふうに、現時点では考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。山本克己委員、いかがですか。

○山本（克）委員 ありがとうございます。できるだけそういうふうなシステムを構築される場合には、簡易なものにしないと、今度調停委員の選任についてバイアスが掛かってしまうということがあり得るので、是非御検討ください。法改正とあんまり関係のない話をしまして、申し訳ございませんでした。

○山本（和）部会長 いえ、ありがとうございます。私も民事調停委員をやっていますので、私も個人的には関心があるところです。

ほかにはいかがでしょうか。

○櫻井委員 2点あります。

先ほど山本克己委員がおっしゃった非常勤の公務員の記録へのアクセスの点ですが、期日にタブレット端末等で見るということだけではなく、恐らく期日外に、特に調停委員等は記録の検討をしていると思います。裁判所外からの記録へのアクセス、これをできるようにするのかどうか、この部会で本来検討すべきことではないのかもしれませんが、併せて検討していただきたいと思いますので、まず1点目として申し上げます。

もう1点、最高裁の方から、全面電子化を目指すべきだということは大前提として、過渡期にある時点としては、一部例外を認めることもあり得るのではないかという御意見がありました。「過渡期」と言われるとなかなか反論しにくいところもあるのですが、電子化のメリットという意味では、先ほど今川委員がおっしゃったように、閲覧等をするというだけではないと思いますし、紙媒体と電磁的記録が併存することによる裁判所の保管等の管理コストがかえって増えるということもお考えいただくべきではないかと思います。

それから、特に例外として挙げられている単発許可型タイプの事件ですが、こういったタイプの事件に関しては、先ほど来、御意見が出ているとおり、利用しやすいシステムを作ることによって、結局電子申立てが増え、裁判所の負担が減るのではないかと思います。そういう意味でも、やはり全面電子化を当初から目指すべきではないかと思っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 今、櫻井委員が調停委員等による記録の閲覧について発言されたので、尻馬に乗ってちょっとだけしゃべらせていただきたいと思いますが、記録の閲覧についても、できれば望ましいのかもしれないんですけども、調停委員の間で、京都家裁の調停委員という、ごく限られた範囲なんですけれども、事件のスケジュール管理の部分で、最低限でも裁判所外からオンラインでアクセスしてほしいという方が多いようです。つまり、家事調停委員のスケジュール管理は、家事調停委員にほぼ任されておりまして、自分でスケジュール管理しなければいけないということで、非常勤の公務員、私、幾つかやっていますけれども、自分でスケジュール管理しているのは唯一家事調停委員だけで、ほかはこういう会議がありますから御参集くださいというアラートがきちんとメールで来たり、紙で来たりするわけなんですけれども、全部自分で管理しているわけですね。私のようなふつつかな者は時々ほかをしまして、家庭裁判所から、今朝の期日、先生入っていますよという電話が掛かってきて、それ以来、京都家裁から電話が掛かってくるたびにどきどきするという状態が続いておりまして、そういうことを解消していただきたいなという、これもまた法改正と関係のない要望でございますが、一言申し上げさせていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○岡部関係官 関係官のデジタル庁の岡部でございます。1点だけ確認をさせていただけれ

ばと思いますが、先ほど、裁判所の負担という、職員の負担という表現だったかもしれませんが、今川先生でしたでしょうか、そういった話が出ておりましたと。他方で、家庭局の方から、電子化の必要性が乏しいもの、あるいは過渡期といった整理をしていただいたところではあります。電子化するか否かに当たって、裁判所の何らかの負担というものが考慮の対象になっているのかなというふうに理解しました。

その裁判所の負担というときに、システム構築するときの負担として、大体、業務層の負担とシステム層の負担というのがあり得るのかなと思っています。業務層の負担というのは、例えば、紙を電子ファイルにするという手間みたいなことですね。システム層の負担というのは、例えば、電子化したものをデータとして、あるいは電子ファイルとして管理するというもの、あるいはそれに耐え得るようなシステムを構築する負担ということになるかと思っています。

今ここで議論されている負担というのは、少なくとも職員の負担、業務の負担というのがあるのかなというふうには理解しましたが、システム的な負担というのは、裁判所の方では余りその点は議論されていない、あるいは懸念されていないということでしょうか。それとも、やはり家事事件などについて、全て電子化して、電子ファイルによって保管する、あるいはデータ項目として整理するということが、システム的に、簡単に言うとリソース的になどですけれども、何か負担があるという懸念をされているということでしょうか。その辺り、若干認識合わせできればなと思った次第です。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○小池委員 私の方から、業務上の負担ということについて、少し具体的にお話しできればと思います。

紙で申立てがされた場合に、特に別表第1の事件については戸籍が出てくることが多いんですけども、特に被相続人の出生から死亡までの戸籍の提出が必要な場合には、B4サイズの古い戸籍があったりとか、あと自治体が複数ページにわたる戸籍謄本の一体性を保つために、穴あけ処理をしているものも結構ありまして、それを破損しないようにスキャンしてPDF化するというのが、かなり手間が掛かるのではないかと思います。東京家裁でも、別表第1審判事件の申立件数は、家事事件の多くを占めています。その中でも、相続放棄の申述受理の審判や、子の氏の変更についての許可の審判の事件数は極めて多数に上るので、その多くの事件で紙の資料が提出された場合に、これを全て速やかに電子化しなければならないとすると、現実的にはかなりの事務負担が生じる可能性があると思っています。

あと、先ほどの紙とデータの混在の関係で、委員の方が御発言されていたかと思いますが、例えば紙とデータが、過渡期の間一時的に混在することになって、その管理の負担とかどうかという話があったと思います。管理の点のほかにも、実際の審理に支障があるかどうかという点で言えば、先ほどの子の氏の変更についての許可の審判事件は、大体申立書と戸籍謄本が裁判所に提出されます。これらの書面によって要件の該当性が認められれば、すぐ短期間で審判がされて、その後は申立人の方で審判書の謄本を添付して、自治体の方に入籍届出を行うものでありまして、一回的な手続ということになります。例えば、インターネットを用いて申立てがされたときに、添付資料が紙だった、戸籍とかそういうものは紙で提出された場合に、恐らく審査するときにはパソコンのモニター画面とかで申立て

内容を見ながら、手元の方には紙の戸籍謄本を確認して、パソコンで審判書を電磁的に作成するというようなことがあると思いますが、そのような審査で特段支障はないのかなというふうに考えられます。

○戸苺幹事 先ほど櫻井委員の方から、過渡期と言われるとみたいなこともおっしゃっていただきました。過渡期とは何かという点なんですけれども、結局、将来的にどの程度電子申立てが行われるかは予測困難な面があるので、一概には言えないんですけれども、先ほども申し上げたように、電子提出を促進するための環境整備が重要であると考えています。

今、小池委員からもお話がありましたけれども、結局、戸籍が出てくるんですよね。幾ら、記録は全面電子化だといっても、今の状況であれば、先ほど言ったような戸籍というのは紙で出てくるわけなんです。例えば、最高裁の方でも、当事者御本人に利用しやすいシステムを用意するというのはもちろんなんですけれども、行政手続の分野では、戸籍の電子証明書化の施策も進められているものと承知しておりまして、当事者の利便性を高めるための方策については、やはりこういう環境整備、施策の進捗状況も踏まえつつ、引き続き最高裁としても検討していきたいなと思っているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。岡部さん、今のようなことであれでしょうか。

○岡部関係官 システムリソース的な話、懸念されているかどうかということでしたが、今のお答えから推察するに、将来の件数などはまだまだ読めないということなので、恐らくはシステムリソースなどもまだまだ読めないということなのかなというふうに理解したところでございます。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○河村委員 繰り返し同じような意見で申し訳ありません。戸籍の話のところ、過渡期という言葉が繰り返し出てきます。裁判所が紙でできたものをPDF化するのが大変だというお話です。古い戸籍は全部紙なわけですから、誰かがPDF化しなければいけないわけで、つまり、これが正に過渡期というもので、いずれ古い戸籍であろうと、最初から、元は紙だとしても、電子データとして申請した人が受け取れるような、それこそが社会の進展だし、デジタル庁に頑張っていただきたいところで、そういうふうになってきたときには、全てがスムーズにいくわけです。そういう、どこにもストレスのないエレガントなシステムになるといいと思いますが、それを今、何か作業を義務化することがIT社会なんだというのは、本当に繰り返し同じ意見で申し訳ないですけれども、違うと思っております。

紙をPDF化するという話をしている時点で、つまり、今は正に過渡期の入口ぐらいだと思っております。今、無理のあるルールを作ることによって、将来の本当に誰にもストレスのないIT社会になることを妨げる面々であると思っております。1回法律を作ってしまうと硬直的になりがちです。むしろ柔軟な方が、将来のIT社会に資するルールになると考えております。繰り返し同じ意見で申し訳ありません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この部分は、ほかの手続との関係でもそうでしたが、例外をそもそも認めるのか、どの

範囲で認めるのか等について、なお意見の違いはあったようですが。

○脇村幹事 脇村です、ありがとうございます。いろいろな御意見いただきまして、1点だけ当局から話させていただきますと、これまで一般論として電子化という議論をしていたところなんです、今回のレジユメもそうですけれども、そういった意味で、電子化の意味をどういった意味で持ってくるのかについて、一応ケースに分けてといいますか、場面ごとに切り出して検討をお願いしているところだというふうに理解しています。一般的に記録の電子化をしませんかという話だと、どうしますかというだけなんです、今の論点も、書面等がそのまま出されるということがあることを前提に、なお、出てきたものについてどう対応するかというところで、そういった場面に限って言えば、先ほどコストの話も出てきていましたけれども、職員のコスト等をどう考えますかということなのかなと思っています。そういう意味では、ある意味、全面電子化をある意味しないというわけではないですけれども、書面が残ることを前提とした議論をしているところが、少しほかとは違うのかなと思っています。そういう意味では、裁判書等の電子化とかとは少し場面が違うのかなと思っています。そういう意味では、正に最高裁の方から過渡期という話もありましたが、その点、もしかしたらそういった議論で、そういったことになっているのかと思います。

あと、その一方で、ニーズについても、どこを中心に捉えるかというところで、一定のコストがあることは抽象的には間違いない中、どうしますかねということで、今後私たちとしても、どの辺に焦点を当てて議論をすべきなのかを考えていきたいなと思っています。ただ、いずれにしても正に、御指摘のあるところだと思いますので、私たちの方でも情報連携等については、引き続き考えるべき課題だということは認識しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですかね。

それでは次、資料12ページの「3 裁判書、調書等の電子化」、これにつきまして、部会資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。12ページ、「3 裁判書、調書等の電子化」は、民事訴訟手続のIT化の検討において、判決や調書が電磁的記録により作成するものとされたことを踏まえ、家事事件手続において、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書、また（注）で記載をしておりますが、家庭裁判所調査官が作成する調査報告書などの記録を、電磁的記録によって作成するものとするについて御議論をお願いするものになります。

説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、御自由に御発言を頂ければと思います。

いかがでしょうか。この点、先ほど人訴のところでも、この調査報告書等も含めて御議論を頂いたところですが、特段付け加えられるところはございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に進みたいと思います。ちょっと人訴と重なる同じような点が多いんですが、次は13ページの「4 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用」ということで、これも事務当局からまず説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。13ページ、「4 期日におけるウェブ会議・電話会議

の利用」ですが、現行法でも、家事事件の手続の期日においてウェブ会議・電話会議を利用して手続を行うことができるという規律になっておりますが、民事訴訟手続のIT化の議論においては、こうした期日について遠隔地要件を削除することとされており、本文は家事事件においても同様の規律とすることについて御議論をお願いするものでございます。

なお、家事事件においては、ほかの当事者が立ち会うことができる審問期日についても、現行法上は電話会議の利用が認められておりますが、これについて、ウェブ会議による実施を原則とすべきといった御意見もあるかと思ひまして、(注1)を記載しております。また、家事事件の手続においては、参与員や家庭裁判所調査官、裁判所技官が期日に立ち会って意見を述べるがありますが、(注2)はこうした方からの期日における意見の聴取についても、ウェブ会議・電話会議を利用してすることができるものとするということについても御議論をお願いするというものです。

説明は以上になります。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど人訴の関係で御議論を頂いた部分でございますが、この点につきまして御自由に御発言を頂ければと思います。

○今川委員 (注1)と(注2)の点ですけれども、(注1)については、人訴で私の意見は述べましたので、これは、審問はウェブ会議ですべきだって、こういうことになります。

それで、(注2)の方なのですが、結論から申し上げますと、参与員、家庭裁判所調査官、裁判所技官は立ち合わせることができる、こうなっているんですけれども、そういう立ち会う場合については、これはウェブ会議を原則とすべきだと。すなわち、当事者がどういう表情で、態度で言っているかということ、やはりしっかり直接的に見て、そして意見を言うということが期待されているんだろうと思いますので、ウェブ会議を原則とすべきだと、このように考えます。

そして、もう一つの調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聞くというのは、今先ほど申し上げたことが予定されていないと思うので、専門性とかで調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聞くということになるんだろうと思いますので、これは、音声等によるものでも、ウェブ会議を原則としないのもいいのではないかと、このように考えております。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

○小池委員 先ほど少し人訴のところ審問のイメージがなかなか湧かないというようなお話があったので、私がやっている家事事件手続の審問のイメージをお伝えできたらと思います。

大体の事件なんですけれども、別表第2事件で、例えば審判移行した事件とかだと、調停の段階である程度の書面等を出していただいているという状態です。それに加えて、事前にこういう書面を出してくださいということをお願いしているという状態で、審問を迎えるということになります。その書面を確認したり、あるいは双方に、例えば別居した時期はいつですとか、そういうお互いがあまり事実として認識にそごがないところでも、自白がないものですから、調書に取る必要があるんで、そういうものを確認します、どちらが出て行ったかとかですね。その上で、書面で大体評価をすれば判断できるというものもかなり多いのですが、その書面の中でちょっと、さらに、少しここを確認しておいた方が

いいかなというようなところを、当事者に2点、3点ずつ確認をしたりとかして、もうこれで審理終結とか、そういうものが、大体全体の割合としてはかなりの部分を占めているかなと思っていて、そういうものについては、特に電話でも支障はないのかなと思っています。

先ほどお話ししたように、例えばお子さんに関する事件とか、しっかり面会交流に関する意向を直接本人に、真意を確認したいというような事件も、それはある程度はありまして、そのようなものについては、やはり代理人が就いている事件でも同行してもらって、直接御本人からお話を聞いたりというようなことになっています。ですから、ちょっとそういう意味では、実態上の使い方として、原則がウェブで電話が例外というような御意見どおりに必ずしもなるのかなというところがございます。

○戸苺幹事 今、小池委員の方からお話がありましたように、もちろん今でも出頭して審問すべきような場面というのは、そうしていると思うんです。ただ、今もお話ありましたが、そうではないといいますか、正に、先ほども申し上げましたが、主張と証拠が混然一体となったような、そういう場面で審問という形になるというケースが、それこそ少なくない状況でございまして、それが正に家事事件なのかなという感じがいたします。

そういう場面、場面に応じて、今、適切にやっていると思っております、現行法でそういう形で柔軟に方法を選択できる、そういう立て付けになっているのを、あえてここで、例えば民事訴訟のような規定にする必要があるのかと、あえてそこで限定する必要があるのかという点については、そのような法改正をする必要性はないのではないかなと思っております。

例えば、原則ウェブ会議で、当事者に異議がなければ電話会議も可能という規定にすると、本当に電話会議でもいいような場面で、当事者の中には、ウェブ会議に対応できないような方もいらっしゃると思うんです、機器とかあるいは回線とかの関係でですね。そういう方が電話会議で出席する道を閉ざされてしまうという、そういうよろしくない事態にもなるのではないかなと危惧しているところがございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 家事事件については、その性質上、直接当事者から話を聞く機会を拡充させて、対話を促進することが望ましいと思うので、IT化の推進に伴って、期日におけるウェブ会議・電話会議については、一層その利用を望まれるものと考えています。したがって、当事者が裁判所に出席困難なケースは、遠隔地であることに限らないことからすれば、現行法の遠隔地要件を削除するこの御提案は、適当であると考えています。

家事事件手続法では、家事事件の期日については、既にウェブ会議・電話会議の方法によることが認められていることを踏まえ、利用の促進の観点からは、まずは本人による申立ての場合、代理人による申立ての場合のいずれも対象として、現行法における期日におけるウェブ会議等の運用状況を確認の上、その具体的な課題や問題点を抽出する必要があるのではないかと考えています。これは、本人による申立ての場合に、ウェブ会議等の利用が、抑制的な運用がされないことを目指したいという趣旨でございます。その上で、抽出された課題等を解決すべく、事案や事件の進行状況に合わせて、柔軟な対応ができるような制度設計を検討すべきではないかという意見を持っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○今川委員 先ほど家庭裁判所の方から、審問については電話会議でうまくいっているという、結論から言うと、そういうお話があったんだろうと思います。ただ、私は、裁判所として、主催者としてうまくいっているという話をしているのではないし、当事者間でそういうことがきちっと見極めができるのかという話をしているのです、そういう意味で、原則ウェブ会議にして、そして例外的に電話会議を設けるべきではないかと、そういうふうにすることによって、両当事者間が、今度はそういう証拠調べ的な意味合いがあるものかどうか、そうではないということが予測可能になってきて、それが解決に結び付きやすくなるのではないか。やはり当事者が自主的に解決するということを考えるのであれば、予測可能性のあるような法律構成をし、そして対面の、本来は出席ということですが、それに代わるものとしてウェブ会議、そして、それでも無理だったら例外的に電話会議を設けるという、そういう制度設計をした方がいいのではないかと、こういう視点から意見を申し上げます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○櫻井委員 私も、もう繰り返しになりますので重複したことは申し上げませんが、先ほどの最高裁がおっしゃったことに関連して、要するに問題なのは、本来、当事者が出頭すべき場面だと思います。出頭すべき場面であるにもかかわらず、何がしかの理由で出頭できない場合に、電話会議でもいいのか、ウェブ会議を原則とするべきではないのかという、そういう議論ではないかと思っています。この点については、当事者が立ち会うということだけではなく、証拠調べに近い形で心証形成をするということなのか、それとも準備手続に近い形で主張等を聴取するということなのか、その区別の可否も踏まえた議論をすべきだといったことが先ほど人訴における議論でもありましたので、私の方でももう少し整理をして、意見を述べられるようにしたいと思います。

それから、違う観点で、参与員等についてです。14ページの3のところでは、参与員等が意見を述べる場合が記載されていますが、参与員が意見を述べるために、申立人から説明を聞く場合があると思います。調査官や技官に関しては、事実の調査ということになるとは思います。この参与員が申立人から説明を聞く場合、これも事実の調査と同様と理解してよろしいのでしょうか。現状、現時点でも、実務上は対面でされる場合が多いと思いますが、必ず対面でしないといけないということではなく、特にコロナ禍以降は電話で行っている家庭裁判所もあり、そういった運用でいいと私自身は思っています。ここは、法律での規律が必要だと法務省の方でお考えなのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、事務局からお答えいただけますか。

○脇村幹事 櫻井委員がおっしゃった参与員の質問が事実の調査かについて、恐らく法律の立て付け上は、参与員自身が事実の調査をするという発想では作っていないのではないかなと思っています。発問権は、そういった意味で事実の調査とは違うのではないかなと思っています。もちろん、調査官の方の意見聴取は、事実の調査の一環でやっています。そういう意味ではそこはそうでしょうし、あと、そういう意味では、参与員の方の発問権と期日以外は、恐らく事実上なのか、そこはあれですけども、そう

いったことかなと思ひ、事務局として部会資料を作らせていただいた趣旨は、どちらかと言いますと、期日について行うことについて、ほかのものについては期日に関する、できますよという規定を置いていることとの関係で、ないとできないと思われなかなというのには気になっていたというのが一つと、あと、議論として、皆さんの方で、こういった方々が関与することについて、どういった意見を持っていらっしゃるかを伺いたいということでございまして、最後どういう法律にするのかについては、中身が煮詰まった段階で、明文の規定を置くかどうかは考えていきたいなと思っていました。

○山本（和）部会長 櫻井委員、よろしいでしょうか。

○櫻井委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○笠井委員 ありがとうございます。（注1）のウェブ会議による実施を原則とするかどうかという、先ほどから議論になっていることに関して一言だけ申し上げます。再三、前の民事訴訟法の部会のときからも含めて、同じようなことばかり言っていると思うのですが、現在、音声のみでできているものについて、ウェブ、映像があることを原則とするということについては、やはりそれなりに説明が必要ではないかと思ひます。現在そこまでの説明ができる状況の変化というか、そういうのは生じていないのではないかと一応考えております。つまり、それだけパソコンやスマホで皆さんがウェブ会議をできるようになっているとか、そういう変化があるという、家事事件手続法の制定の時から変化があったという説明まで必要になってくるのではないかと思ひておまして、その辺りは従前から、現在よりも不便にするのは、よほどの理由が要るのではないかと申し上げていることと同じです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小池委員 （注2）について意見を述べさせていただきます。

参与員や調査官、あと裁判所の技官についてのウェブ会議等を利用して期日において意見を聴取できることとするニーズについてですが、家裁の方の立場から、ニーズはそれなりにあるのではないかと思ひておます。家庭裁判所の調査官について言いますと、例えば、非常勤の小規模支部の事件に立ち会うために、今は相当の時間を掛けて出張している場合もあります。リモートの手続で期日に関与して、例えば、調査官調査等に向けた意見具申や当事者に対する説明などを行うことができるようにするニーズは、高いのではないかというふうに認識しています。また、裁判所の技官ですけれども、現状は本庁等に配置が集中しています。ですから、ウェブ会議等を利用して、小規模支部等の事件で事件関係者の心身の状況について意見を述べてもらうことのニーズは高いものと思ひれます。参与員についてですが、現状では裁判所ごとに選任されています。裁判所の近隣に所在している方も多いたと思ひれます。様々な事情で出頭が困難となる場合も想定されますので、柔軟に参与員の意見聴取を行うことができるようにするニーズは、それなりにあるものというふうに考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。今の御発言は、ウェブ会議か電話会議かという意味では、電話会議も含めてという御趣旨と伺ってよろしいでしょうか。

○小池委員 はい、電話会議も含めてという趣旨です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○垣内幹事 垣内です、ありがとうございます。（注1）の関係について、この人訴のときの話とも重なるところなんですけれども、そこでも申しましたように悩ましいなというふうに感じているわけですが、審問の実情として、主張の側面と証拠調べ、事実認定の側面と、必ずしも、この回はこっちで、今回はこっちと、この場合はこっちというふうに、画然と二つに分けて規律を分けるということは、現在の実情を前提としたときに、なかなか難しいということだと仮にいたしますと、先ほど申しましたけれども、どちらかに寄せるということになりそうで、その場合、証拠調べの側面もあるということを重視しますと、例えば、改正民訴法の187条の3項のような形、原則は映像と音声の送受信ということで、ただし、当事者に異議がないときは音声ということで、そういう形の規律が理屈としては考えられるということなのかなと思います。

理論的には、そういう方向は一つあり得るのかなという感じがするところなんですけれども、以下申し上げますのは、先ほど笠井委員が言われたところと関係するところなのかなと思いますけれども、実際に家事事件の審理を行う上で、そのような、例えば改正民訴法の187条3項のような規律で特段問題がないということになるのかどうかというところについて、私自身はちょっと自信が持てないというか、これは実務をよく承知しているということでもないのであれなんですけれども、一つには、家事の事件で、原告対被告というよりは、関係者が少し人数が多くなるという場合もままあるのかなという感じがしております。そのときに、全ての方がきちんとウェブ会議という形で映像付きで参加できるということであれば、特段問題はないのかと思いますけれども、現在、各種のこの種の会議に出ておられます、通信環境の関係で画像の方は失礼しますというような形で参加されるという場合もままあるように思われまして、そういう方がいるときに、そうすると、異議がある人がいると、それでもうできなくなってしまうということになるのかどうかといったような問題、あるいは家事事件の、これも統計等を確認する必要もあるかもしれませんが、それぞれの関係者が全て代理人が就いているというようなことでないとすると、本人の方のそれぞれの状況というものが、民事訴訟の場合よりも少し現実的には難しい場面が出てき得るのかなという感じもしております、その辺りの懸念がもしあるとすれば、逆に、そうした点が問題ないと言えれば、映像付きでということを実原則にということになってくるのかなと思うんですけれども、現状でそのように言える状況にあるのかどうか、私自身はちょっとまだ自信が持てないでいるというのが現状ということになります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○杉山幹事 （注2）のところで、先ほどの裁判所の実情を聞かせていただいて、家庭裁判所の調査官とか裁判所技官のような、いわゆる専門家を使う場合に、そもそも専門家の数が少ない場合もあり、遠方に出張するという負担を減らすためにも、遠隔での参加というのを認めるべきだと思います。

最初の今川委員の発言とも関わると思うのですが、期日に立ち会う趣旨が、既に手続外である程度診断とか調査が済んでいて、確認的な意味で期日に立ち会うという場合と、期日に実際に立ち会って、当事者の表情とかを見ながら、そこで診断などをする場合とあると思いますけれども、後者の場合にはウェブ会議の方がいいと思いますし、他方で、前者の場合とか、あるいは声だけ聞けば分かるという場合に、必ず映像もなければならぬと

いうのも行き過ぎであろうかと思えます。そのため、ウェブあるいは電話会議の方法の双方の形で参加できることとして、必要に応じて、映像が必要であればウェブ、ないしは実際に立ち会っていただくという方法を採用するのがいいのではと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。難しい問題だなと思いつつ伺っていて、恐縮なんですけれども、それはちょっとまた整理したいと思っています。恐らく、この電話会議を導入する際の法制審では、当然電話会議でいきましょうという議論が当時されていたと承知しています。恐らくイメージとしては、やはり弁論準備的なイメージを持って考えられていたのは間違いないのではないかなと思っています。

先ほど、主張と証拠が混在一体という話をしていんですけども、恐らくそこで証拠というの、結局家事のケースは自白がございませんので、全て事実認定をしなさいといけないという意味での証拠という意味で、その証拠は、例えば証人尋問的なものも含めてそうなんだということをイメージしているかという、恐らくそんなことないと思っています。そういう意味では、全ての点について事実認定しなさいといけないので、ある意味主張がそもそもあるのかという世界であって、そこでいう主張と証拠が混在一体ですというときの、私のイメージだと、別に尋問のことを想定して、それもそれでやっていいんだとか、そんな話だったのではないのではないかなとは思っています。

尋問については、先ほど言いましたように、私のイメージだと、反対尋問とかを本当にしなさいといけないケースなどは、それは新たに導入した申立権を付与した証人尋問などをすればいいのではないかということで議論されていたのだと思いますので、そういった意味からすると、どうしてもなかなか、恐らくこのお話を伺っていて、審問期日が何かいわゆる証拠調べの審尋というか、尋問に代わるようなものというイメージで捉えている方からすると、正に先ほどのような話なんだろうけれども、そうではないイメージで考えると、弁論準備と同じでいいのではないかなというふうな、つい思ってしまうというのは、そういったイメージで考えていたからかもしれません。そういった意味で、そこで言う審問期日について、どのようなものを想定するのかを少し考えながら、今後少し考えていきたいなと思っています。

また、調査官等の期日出席について、先ほどから認めるべきではないかという中で、ウェブ原則にするのか、電話を認めるのかというお話、また出てくるんだろうと思います。1点だけ技術的な話をさせていただくと、恐らく家裁調査官の、先ほど櫻井委員から話があったとおり、事実の調査だとすると、原則無定形といいますか、つまり、期日外で電話などで実施してもいいというものだとすると、期日だけそういう方針を決めるのかというのは少し、若干どういった説明でいくのかなというのは気になっていたところです。もちろんそれは、期日でやる以上はそうなんだということかもしれませんが、一方で、期日外であれば電話でできる、聞いたりすることができるケースについて、期日だけ特出しするのか、それはどういう理由でやるのかな、そういった方が望ましいんだろうなと思いつつ、法律上決めていいのか、少し気になったところがございますので、皆さんからは是非御意見等いただきながら、その辺の法的整理についても、私たちも考えていきたいと思っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それではよろしいでしょうか。

それでは引き続きまして、今度は資料14ページの「5 調停の成立」ですね。この部分について、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。

14ページ、「5 調停の成立」ですが、家事事件においても、ウェブ会議を利用して調停により離婚又は離縁を成立させることを可能とする規律については、民事訴訟法等の一部を改正する法律を導入することとされました。

本文の（1）は、その改正法によって、民事訴訟の受諾和解に関しては、当事者双方が不出頭の場合の受諾和解に関する規律を設けることとされたことを踏まえ、家事事件の受諾調停においても、同様の規律を導入することについて御議論をお願いするものです。

本文の（2）は、改正後の民事訴訟法下における和解調書と同様に、家事事件の調停調書についても、当事者からの送達申請によらず送達しなければならないものとするについて御議論をお願いするものでございます。

以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、（1）、（2）、ちょっと違う問題かもしれませんが、併せてお気付きの点があれば、御指摘を頂ければと思います。いかがでしょうか。

（1）は民訴、受諾和解並びといいますか、それに同様の規定を調停にも導入するということ、（2）は先ほども人訴のところでも出てきましたが、調書の送達の規定ということですが、特段御意見はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、よろしければ次に、資料15ページ、「6 記録の閲覧等」、この点につきまして御説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。15ページ、「6 記録の閲覧等」は、家事事件の手続において、民事訴訟手続と同様に、電子化した事件記録をオンラインで閲覧することができるようにすることなどについて御議論をお願いするものです。

家事事件の手続においては、現行法上、事件記録の閲覧等については、裁判所の許可を要することとされており、この許可を得て閲覧等を行うことができるとの規律を維持した上で、インターネットを利用した閲覧方法を検討することが考えられるところです。

他方で、電子化した事件記録について、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができることを念頭に置くと、閲覧等に裁判所の許可を要することとの関係が問題になると思われまして、その観点から、例えば、例外的に閲覧等に許可を要しないとする場合の規律を設けることや、許可の在り方として、閲覧等の請求があるたびに拒否の判断をするのではなく、一定の記録の閲覧等について裁判所が事前に許可をしておき、その記録についてはいつでも閲覧等ができるといったことは可能かなどを含め、御議論いただければと思います。

説明は以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

この部分、先ほどの人訴のところの事実の調査等の部分のお話とも関連しようかと思ひ

ますけれども、御自由に、御質問でも御意見でも結構ですので、この際、お出しを頂ければと思います。

○小池委員 ②の一定のケースにつき、裁判所の許可を不要とする規律についての意見を申し上げたいと思います。

説明の中で、当事者本人が提出した資料の閲覧等許可の例外とするというようにお話も挙がっているんですけれども、これについては、裁判所の立場からすると、ニーズはあるのではないかと考えております。実務では、家事事件の当事者から、期日外に自分が提出した書面を紛失したとか、何を提出したか忘れたなどの理由で、閲覧等申請があることがそれなりにあるものです。また、事件の係属中に新たに代理人が付いたり、代理人が交替した場合に、新しい代理人から一件記録（依頼者提出の書面を含む）ということで閲覧謄写申請がされることも多いです。事件記録がオンラインで閲覧等できるようになれば、当事者が随時アクセスをして閲覧等を求めることが予想されます。当事者が自ら提出した資料について、閲覧等の申請が不許可になるとは考えられないです。閲覧等の許可を不要としても、大きな支障が生じるとは考えにくいです。加えて、閲覧等の許可を不要とすれば、裁判官が不在のときに当事者をお待たせすることがなくなります。したがって、閲覧等の許可を、この場合は不要とするニーズはあると考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 ちょっと質問になろうかと思うのですが、先ほどおっしゃったように、当事者が閲覧するというのは、それはニーズあるというのは分かって、それはそうだなと思いましたが。それと、弁護士が双方当事者に付いている場合には、許可が不要にしてもいいのではないかと、こういうふうに書いてあるんですが、これまた事件管理システムの話になるんですけれども、それは、事件管理システムを通して、準備書面なり主張書面を提出する、そして、相手方代理人は書記官から通知が来てそれを見ると、そういうことを考えられているのかなと思うのですが、これを前提にしますと、今の許可制のところで行くと、事件管理システムに準備書面等を提出すれば、それは許可の対象となる事件記録になるのではないかなと、こういうふうを考えておまして、そういう意味では、立法で何かこういう場合は例外、また規則で例外ということをお考えになっているのかどうかというのが質問です。

私自身の意見としましては、細かく許可するかしないかということ、法律なり規則で定めるより、当事者が自分の出したものを見るということは、許可なくてもできるということはいいとは思いますが、それ以外の点においては、やはり事件管理システムに出したものは家庭裁判所の記録となるので、許可の下にやっていくということではないか。その理由は、直送というのを郵送なりファクスですること自身は否定されないわけでしょうから、今の規則でも直送という制度があるわけですから、そうしますと、そこは当事者が自由にやっていくということで、私自身はいいのではないかなと、このように思っております。現時点での意見です。

○山本（和）部会長 特段御質問ということではないですかね。御意見としてお伺いすれば。

○今川委員 例えば、事件管理システムの中で、両当事者に弁護士が付いている場合に、許可なしにそれぞれ直送を事件管理システムですることになると、今の法律を変えな

ければならないと思っているのですが、それは間違いでしょうかという点が質問です。すなわち、事件管理システムに出せば、裁判所の許可の対象となる事件記録になるのではないかというのが大前提です。

○山本（和） 部会長 分かりました。事務当局からお答えいただけますか。

○脇村幹事 脇村です。まず前提としていろいろ書かせていただいています、この許可の要否の議論もさることながら、元々例外かどうか以前の問題として、許可が必要だという規律を基本的に維持した場合の記録の閲覧の在り方自体について、まずいろいろ意見いただきたいというふうには思っています。恐らく、それによっては、その許可制に例外を置くかどうかにも影響してくると思いますけれども、そもそも許可を維持するとした上での閲覧の在り方についても、是非御意見いただきたいと思っています。その上で、ここで許可の例外の議論を書かせていただきましたのは、従前から少し議論になっていた、正に直送問題をどうしますかということについて検討する際には、少し検討しないといけないのではないかというふうに書いています。

若干民訴の議論がありますので、少し、すみません、もう御存じの方からすると、重複するかもしれませんが話させていただきますと、民事訴訟においても、いわゆるシステム直送という議論をずっと審議会等でもしていたというふうに認識しています。これは、今、正に今川先生おっしゃったとおり、原告、被告間で、原告が裁判所に証拠を出すに当たっては、その写し等をファクスで相手方に直接送るということをしていることを、そういったファクスを廃止しようということをも前提に、システムの何かできないかと。最終的には、恐らく裁判所の方に準備書面等を提出した上で、それを何らかの形で先方に知らせて、先方がそれを見に行くということをもって直送に代わるというか、それを直送と言うかどうかあれですけれども、直送と同じようなことにできないかということも議論をし、最終的に民事訴訟法では、閲覧、謄写をしたものについては送達をしなくても陳述をしていいという規定が入ったというところがございます。これを、人事訴訟法にも同じようなことが、一定のケースについて使われるということになりますと、これは結局、申立人、相手方との間で、申立人が出したものについて、相手方がある意味、連絡したら常に見られるということをも前提にしないと回らないのではないかということをも前提に、ただ、そのときに、結局裁判所の判断が必ず必要だとすると、同じようなことをできないのではないかということで議論をしていたというふうに認識しています。

あとは、許可制を残すかどうか、許可の在り方によっては、もしかしたら法律を変えなくても同じようなことができる、弁護士さんが就いているものについても包括的に許可を与えるとか、いろいろなシステムのやり方あると思いますけれども、そうなれば、恐らく法律を変えなくていいという話かもしれません。そういった意味では、いずれにしても、皆さんの方というか、御議論として、そういったことをそもそもすることが家事でもありますかねということと併せて、そうする場合に、何か法律上の手当てが必要かどうかについて御議論いただきたいなと思っているところがございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。今川委員、今の答えでよろしいですか。

○今川委員 はい、今のままの許可の中身で、運用でどう変えるかという話と、法律改正しなければいけないのかどうかという、二面性があるということも理解いたしました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小池委員 例外の関係で、当事者双方に代理人が就いている場合の書面共有の今の実情について、お話しさせていただきます。

家事調停は、円満かつ自主的な話し合いのための手続であるとして、家事調停の事件記録では、閲覧等の許可には裁判所に広い裁量が認められています。ただ、最近では、婚姻費用分担や養育費請求事件のような経済的な事件類型では、客観的な資料に基づいて迅速な紛争解決を目指すといった調停に対しても法的観点に根ざした紛争解決機能を強く求める当事者も増えてきています。そういう事件では、当事者双方に代理人が就くことも多いので、代理人が付いていれば、代理人同士で提出書面を直接送付し合って、妥結点を検討し、次の期日に臨む、あるいは期日間に代理人同士で調整するというようなことが行われています。以上が実情でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。

○長谷部委員 長谷部です、ありがとうございます。例外を認めるか否かという問題以前の現在の許可の在り方について、質問させていただきます。現在は、閲覧の請求があるごとに、許可するかしないかを判断しておられるということでしたが、先ほどの人事訴訟の議論とも関係するんですけれども、許可をしない事由というのは、47条の4項に三つほど規定されていて、それは、人訴法の35条の2項と対応していると思いますが、例えば、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれなどとなっていると思うんですけれども、閲覧の請求ごとこうしておそれの有無を判断するということになりますと、先ほど小畑委員もおっしゃったんですが、最初の時点では許可しなかったけれども、その後、事情が変わって許可できるようになったという、それはあり得ると思うんです。例えば、未成年者だった者が成年になったとか、それから事情が変わって、私生活の平穩を害するおそれがなくなったという理由で、かつて許可しなかったものを許可するということはあると思うんですけれども、かつて許可していたものを、事後的に許可しなくなるということが一体あるのかどうか、仮にあるとすればどういう場合なのかということ、教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。これは、恐らく裁判所の方に対する御質問かと思いますが、裁判所の方でお答えいただけることはございますでしょうか。

○小池委員 今委員がおっしゃったようなものについては、全く経験はなく、聞いたこともないんですが、考えられるとすると、例えば、秘匿にしてほしいというような意向が途中で変わったりとかすることはあり得ると思います。それについては、その時点で、その書類を確認して、結局個別に決めるということになるかと思えますけれども、ちょっと事例がないところで、この程度でしかお答えできないので、御容赦ください。

○山本（和）部会長 長谷部委員、そういうことのようにですが。

○長谷部委員 どうもありがとうございます。例えば、ある当事者が申請してきたときには許可して、しばらくたってから、別の当事者が申請してきたときに許可しないといったことが、仮にそのように扱いにばらつきが出てきうということだとすると、不公平な感じもしますし、そうであれば、一定の類型の記録については、例えば、期間を定めて、今は不許可だけれども、ある時期以降はまた考えるというような扱いにしていた方が公

平かなというふう感じた次第です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○垣内幹事 垣内です、ありがとうございます。私もちょっと現状について確認の質問が一つあるんですけども、閲覧等ということで、閲覧、謄写、オンラインであればその複製というようなことが考えられるということかと思うんですけども、現在の許可の求めがあったときに、閲覧はいいけれども謄写は駄目だとか、そういった扱いというのがそれなりにあるのか、それとも、閲覧、謄写とも、見ていいものは基本謄写してもいい、そういう扱いになっているのか。オンラインで見るというときに、これは謄写というか複製でしょうか、簡単にできるということにはなるかと思うんですけども、一度自分でダウンロードするか何か見られるような状態になれば、後でまたそれを閲覧の許可の申請をするというようなことは事実上考えなくていいということにはなるのかと思いますが、ちょっとその辺りの実情につきまして、前提として伺いできればと思いまして、よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 それでは、これも裁判所の方から実情についてお願いできますか。

○小池委員 今、委員の先生がおっしゃったようなケースというのは、要するに、閲覧はいいけれども謄写は駄目ですというようなことについて、今、そういう事例については思い浮かばないのですが、そういうのがあったこともあるのかもしれないので、ちょっと申し訳ないんですけども、確認させていただいて、また次の機会にお話しさせていただければと思います。

○山本（和）部会長 垣内幹事、そういうことのですけれども、いかがでしょうか。

○垣内幹事 分かりました、ありがとうございます。これはまた、その機会に御教示していただけることがあれば有り難いと思います。

あわせて、先ほど御発言があった自分が提出した書面等については、これ見られて問題がないだろうというのは、全くそのとおりのように思われますので、改めて許可をいちいちするまでもなく見られるという規律は、十分に合理的なのではないかという感じがいたします。

もしそれが可能になるとすると、それはちょっとシステムがどういう形なのかということがあれなんですけれども、自分で出したものであり、いつでも見られる状態にあるという、そういうステータスにある電子書類というのがどこかにあって、それはいつでも見られるということなんだと思うんですけども、それとともに、仮にシステム上で直送的な扱いというか、相手からこれを見ろということで、こういう書類を出しましたということで閲覧できる状態になるような計らいがされるというものがあつたときに、それは同じようなフォルダーというかステータスにしておけば、その当事者は当然それを見られると、許可なく随時見たいときに見られるということになるのかなと思ひまして、そういう扱いをするのであれば、そういった許可が要らない文書の管理をするところがあつて、そこに幾つかのものを入れることができると。入れるものの範囲を、自分で出したものであるとか、直送の扱いを受けたものであるとか、幾つかの категорияがあり得るんだと思いますけれども、そういうものを考えて、その範囲を確定し、それについては許可の例外とすると。その他のものについては、その都度許可を得て閲覧をすると。もし閲覧したものについては、当然複製もいいというようなことで仮にある、あるいは一度閲覧が許可されたも

のは、その後も閲覧を許可してよいというふうな考え方に立つのであれば、一度閲覧が許可された書類については、いつでも見られるステータスの方に組み込まれるというような管理の仕方が技術的に可能なのであれば、そういう規律も十分にあり得るといふことなのかなという感じを持ちました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○戸苅幹事 ちょっと別のお話をさせていただければと思うんですが、部会資料の（２）のウでは、双方に代理人が就いている場合、これを想定して記載されております。一方当事者のみに代理人が就いている場合であっても、当該代理人において、開示希望情報を載せないように気を付けるとか、提出書面の記載内容のコントロールはやはりされているものだと思っております。そのような場合に、例えば、裁判所の個別の許可を要せずに内容を共有することができれば、円滑かつ迅速な、例えば調停運営に資するのではないかと、そういうふうにも考えているところでございますので、ちょっと一言申し上げました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○櫻井委員 まず、許可の例外を認めるかどうかについて、一部については、現在、直送されていることを前提に書かれていると思いますが、直送をしている場合は、特に閲覧や謄写の申請はしないと思います。電子化をきっかけに、法的に例外を認めてしまつてよいのかどうか、閲覧謄写を許可制にしている観点からみて、私自身は疑問に思っています。ここは、どういうシステムにするのかという点とも絡むので、私自身、まだ整理しきれずに混乱しているところがあるのですが、弁護士の間でも、許可なく当然に共有できるとすべき書面があるのかどうかということに関しては、かなり意見に幅があります。今は、調停委員会に、実際には調停委員にですが、紙で出すということが前提になっていますし、調停におけるウェブ会議が試行導入されたとはいえ、調停の当日、調停の席に当事者の方が何か資料を持ってきて、実際に出しますという場合には、秘匿情報がないかどうか、それを相手方に交付していいかどうかについて、調停委員会が２段階できちんとチェックした上で預かり、相手方当事者に交付するというをしているはずですが、この点、電子化をした場合でもなお、今と同じように慎重な扱いができるようにすることが必要だろうと思います。

また、今の調停実務の実情として、例えば相手が読んでしまったら、その後の話合いがもうめちゃくちゃになってしまうのではないかというような書面を一方当事者が持ってこられた場合に、受け取らない、あるいは受け取って相手に渡すにしても、書面の趣旨を説明しつつ、タイミングを見計らってきちんと渡すというような形で、調停委員会がある程度のコントロールをするということがあります。それが、電子化により、許可なく当然共有できるように、許可の例外を広く認めるといったことになった場合に、今の調停の在り方がものすごく変わってしまうのではないかという危惧があり、この議論は慎重にするべきではないかというのが私の個人的な意見です。

ただ、電子化する以上、全部裁判所の許可を要するようにすることが電子化の趣旨や目的、あるいは、調停の円滑な進行にかえて支障を来すというような反対の側面があることも考えますと、許可制の趣旨等と電子化のメリットのバランスをどうとるかが重要ですし、また、例外を広く認め、お互いに提出された書面は見てお互いの主張等をよく知った

上で話し合いを進めるべきという意見も弁護士の中にはあり、この例外をどう捉えるのかということに関しては弁護士の間でもかなり幅があるということをお伝えしておきたいと思います。

それから、システムについてですが、閲覧等をする際に、裁判所に何が提出されているか自体はわかる状態になっているのか、閲覧複製等の申請をすることで、許可を要しないものと許可を要するものの振り分けはどのように行うのか、仮に許可を要しない書面を入れる領域と許可を要する書面を入れる領域を分けるとして、例えば、手続代理人はアクセスできるけれども本人はアクセスできないようにできるのか、領域を間違えて提出できてしまうことが絶対にないようにできるのか、等といったことは、法制度の次のシステムの問題として、作られた法制度を実現できるのかどうか非常に大きく関わると思います。そこで、システムの問題も併せてやはり検討しないといけないのではないかと考えています。まとまらなくて申し訳ありません。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。事務当局から何かあれば。

○脇村幹事 ありがとうございます、脇村です。伺っていて、どうしたらいいのかというのは、いろいろ御意見あるというふうに分かりました。我々として、先ほど言いましたとおり、恐らく電子化しますので、いつでも閲覧というかどうかと別にして、アクセスを容易にしないといけないというそもそもの問題を、少し許可制度を絡めるかについては、そもそも論として考えていきたいと思っています。

先ほど来の皆様のお話からすると、やはり、例えば調査官報告書についても、基本的には弁護士さん等については、法制度どうかは別にして、運用としてはできるだけ見やすくしてほしいということなんだろうと思います。それについて、許可制度を残しながらできるのかについて、恐らく許可の在り方も含めて考えないといけないということかと思っています。もちろん、先ほど言いましたとおり、法制度を変えるかどうかという問題もありますけれども、運用でできるかどうかも含めて、併せて考えていかないといけないと思います。

一方で、直送の問題につきましては、従前から繰り返しかもしれませんが、やはり今のファクスを廃止するというというか、民訴法はなくてもできるようにしようとしたけれども、という議論をした際に、メールで送るのではなく、やはり裁判所のシステムを介してやった方が、いろいろな意味でいいのではないかとということで、民事訴訟法では議論をされていたと承知しており、恐らくそのメリットは、家事でもあるんだろうと思います。そういった意味では、別途できるからいいというよりは、このシステムを何とか使ってできないかということは、探究せざるを得ないのかなと思うところですが、一方で、結局その直送について、民訴法ですと、基本的には代理人といいますか弁護士の先生主導でやって、いろいろ決めていることに、家事でどこまで裁判所が絡んでいくのか。今ですと、正直直送は、やろうと思えば代理人の方でできる話なんですけれども、裁判所のシステムを使うということとの関係、あるいは櫻井委員の方から調停委員が実際にはいろいろそこで示唆というか、いろいろ話をしているのではないかとということ、どう絡ませるかを考えていく上で、それが法制度として変えないといけないかどうかについて考えていかないといけないことは分かっているんですけれども、すみません、元々許可制と閲覧の運用面も含めた方がまだ煮詰まっていないので、ちょっとそんなことを考えながら、ただ、

民訴法ほど簡単ではない面もあるけれども、民訴でやりたいこともやらないといけないし、その辺ちょっと探究していきたいと思います。すみません、まとまらなくて。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。この部分はまだかなり先がありそうな感じで、今後かなり議論を頂かないといけないところかと思いますが、今日のところはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今度は資料17ページの「7 送達等」の部分ですね。まず事務当局から資料の説明をお願いします。

○大庭関係官 御説明いたします。17ページ、「7 送達等」ですが、本文の「（1）電磁的記録の送達」及び「（2）公示送達」については、家事事件の手續における電磁的記録の送達及び公示送達について、民事訴訟手續と同様の規律の導入について御議論をお願いするものでございます。

また、18ページになりますが、（注）ですが、これは家事事件における公告について、現在は裁判所の掲示場等への掲示をし、かつ、官報に掲載する方法によってするというふうにされておりますけれども、これに加えて、インターネットを利用する方法をとらなければならないということについて、御議論をお願いするものです。

以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明の点、これも幾つかありますが、特に分けませんので、どの点からでも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

いかがでしょうか。（1）システム送達、（2）公示送達というのは基本的に民訴並び、（注）の公告というのが、この家事の一つの特徴的なところですがけれども、これについてインターネットを利用するということを設ける必要があるのかどうか、設けるべきなのかどうかといったようなことですがけれども。

何も御意見がないというのは、どういうふうに考えたらいいかちょっとあれですがけれども、破産のところでこの公告の問題御議論いただいたということもありましたけれども、家事は家事で違った考慮というのはあり得るかもしれませんけれども、特段。

○垣内幹事 垣内です。基本的に、送達、公示送達について、民事訴訟法と同様の規律にするということではよろしいのではないかというふうに考えておきまして、また、公告につきましても、裁判所のウェブサイトに掲載するといったような方法を採用ということは、十分に考えられるのではないかと思いますので、その方向で御検討いただくとよいのではないかと、今のところ考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。その場合は、官報プラスウェブサイトという感じでお考えですか。

○垣内幹事 官報を残すのがよいのかどうかというところは、今のところ定見はございませんで、官報もオンラインで見えることはできるということですので、官報と裁判所のインターネット、ウェブサイトというものと、どういうふうに位置付けというか役割分担を考えて、どちらの方を選択するのがよいのかというところは、ちょっと今のところ、まだ十分に検討ができておりませんで、また引き続き考えたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに、事務当局から何かあれば。

○脇村幹事 ありがとうございます。いずれにしても、インターネット利用に関しては、いろいろ考えなければいけないこともあります。その方向なのかなということは思っておりまして、今、官報の話ありましたが、将来的にどうかは別にして、紙を完全になくしていいのかというのは、公示送達でも裁判所掲示等は残したこととの関係で、そういったことあるのではないかとということで書かせていただいているところでございます。もちろん、将来どうなるのかはあれですけれども、今回導入するにはそうなのかなというイメージで書かせていただいております。あとは、恐らくインターネットを利用する際に、先ほど櫻井委員の方からデータをどうするか、慎重を期するんだったら画像データというお話もあったとも記憶していますけれども、そういった実務的なことも、また引き続き考えていくべきだと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○垣内幹事 すみません、先ほど言い落としたんですけれども、これは破産のところの話にも関わるかと思うんですけれども、官報の掲載は、官報の掲載費用というのが掛かっているんだと思いますが、裁判所のウェブサイトで公告するといった場合に、その費用といましようか、当事者に幾ら、関係者に幾ら負担してもらおうのかといったようなところが、今のところちょっと、私自身把握はできていないというか、これから決まる、もしそういう制度になれば決まるということなのかもしれませんけれども、その辺りも一つ関係する事項なのかなと、費用負担の問題はどうするかということも、検討課題なのかなというふうに感じております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほか、この点よろしいですか。

それでは、家事事件の最後になりますけれども、18ページの「8 その他」ですね。

この点について、事務当局からの説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。18ページ、「8 その他」ですが、ここまで御議論いただいたほか、家事事件の手続のIT化に関して、検討が必要な事項があるかなど御意見いただければと考えております。具体例としまして、証拠調べ手続について、ここでも（注）に記載をしておりますが、ほかにも考えられる点がございましたら、御意見頂戴できれば存じます。

以上になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

そのような趣旨の項目ですけれども、いかがでしょうか。お気付きの点があれば、お出しを頂ければと思いますが。

特段ございませんか。

それでは、これまた、何か考え漏れのところが後から見付かるかもしれませんけれども、委員、幹事の皆様も何かお気付きの点があれば、適宜事務当局等にお知らせを頂ければと思います。

それでは、以上で第2は終わります。最後、一つの項目ですが、19ページ、第3、子の返還申立事件、いわゆるハーグ条約実施法の点でありますけれども、事務当局の方からまず説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。19ページ、「第3 子の返還申立事件の手続」ですが、

ハーグ条約実施法に規律が置かれている子の返還申立事件の手続について、家事事件手続と同様にIT化することが考えられるかという点につきまして、御議論をお願いするものでございます。

内容については、基本的に家事事件の手続のIT化と同様の検討が妥当するものと考えておりますけれども、手続の特性等に鑑みると、考慮が必要な点があるかどうかなどについても、御意見いただければと思います。

以上になります。

○山本(和) 部会長 ということですので、このハーグ条約実施法について、何か家事とは異なる点、異なる観点等ございましたら、御指摘を頂きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○竹下幹事 一橋大学の竹下でございます。では、発言させていただきます。ハーグ条約の子の返還申立事件についてでございますが、これは、基本的に子の常居所地国である外国に居住する一方の親から申立てがされるものですので、やはり海外からのITの利用可能性とかウェブ会議の利用可能性といった点について、議論せざるを得ないのではないかと、個人的には考えております。

個人としては、海外からのITの利用による手続への関与、広く認められてもいいのではないかと考えておりますが、国際法上の問題で外国の主権、国家管轄権に関する問題との関係で慎重な立場もあることは、前日も御説明させていただいたところでございます。ただ、このハーグの子の返還申立事件については、正に条約に基づく手続だからこそ、主権、国家管轄権の問題もクリアできるのではないかと、利用を認める方向で検討してもよいのではないかと、考えております。

ITを利用しての海外からの手続の関与、基本的に子の返還を申し立てる親が、子の常居所地国、すなわち子を返還すべき国から関与することが想定されるのではないかと考えますが、これを認めることは、当然子の迅速な返還という条約の目的に資すると考えられますし、そういった手続の関与について申立てを行った親などが任意で希望する限りでは、締約国である常居所地国、手続を行っている国から見ると外国ということになりますが、これは条約の趣旨を尊重して許容すべきであると考えられるところです。

また、返還申立事件の手続についての詳細、この手続の詳細の条約に規定がされていない部分については、基本的に締約国、すなわち法廷地国の法に委ねられていると解されますが、そうすると、日本が日本の手続法に基づいて手続を実施すること自体が、条約のフレームワークの中で既に許容されていることになっているようにも思われ、ある意味では、日本が一定の手続、条約の趣旨を実現する迅速な返還のための手続を作るとすると、ほかの国がそれに対して反対をするというものなかなか難しいのではないかと、ほかの一般的な通常の裁判に比べても、国際法違反の可能性といったものは低いのではないかと、個人的には考えております。

このように、条約の目的、趣旨の誠実な尊重という観点からすると、子の常居所地国は条約の締約国としてITの利用に反対することはできないのではないかとというのが、個人的な考え方です。とはいえ、厳格な立場を採ると、そうであっても国際法上、そういった日本が返還申立ての手続を行うときに、手続に海外から関与することについて問題がないとは言いきれない、国際法学の用語で説明すると、対抗力がない外国の領域国、子の常居

所地国が本当に反対したらどうなるというのは分からない、不明なところが残されているということになるのだと思います。しかし、もし外国の主権に関する問題が心配だということであれば、ハーグ条約には中央当局の協力の枠組みがありますので、そういった枠組みを使って解決することができるようにも思われます。ハーグ条約7条では中央当局が採るべき適切な措置が掲げられていますが、その中のi号で、情報交換についての適切な措置を採ることや、条約の適用に対する障害を除去することが、中央当局の役割として掲げられているので、中央当局のネットワークを使うような形で外国に確認を取ることで、何とか国際法上の問題は乗り越えられるのではないかと思います。

とはいえ、国際法上の問題を乗り越えても、まだまだ手続法的な観点から適正な手続が実現できるか、ここのところは別途検討が必要となるかと思えます。しかし、いつも国際法の壁に阻まれるところがありますので、まずはそれがクリアできるのではないかという点につきまして、発言をさせていただきました。

以上でございます。長くなりまして申し訳ありませんでした。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 再三申し訳ありません。今の申立人の方が在外、外国居住者の場合については、今いろいろと難しい問題説明していただきまして、よく分かりました。ただ、一番何か気になるのは、法廷言語についての甘い期待を申立人に持ってもらうと、裁判所は対応できない場合もあるのかなという感じもしまして、その辺りのインフォメーションの点を、仮に海外からアクセスを認めるのであれば、その辺のインフォメーションの提供というのが重要になってくるのではないのかなという感じがいたしました。

それとともに、この手続は、東京に管轄が集中されていますので、その関係で、やはり相手方の方の手続の関与の機会を設けるためには、より一層オンラインの手続の必要性が高いということで、さらに、その点でウェブ会議等の要件を緩和すべきかどうかとか、そういう辺りは少し検討した方がいいような気がします。ただ、精査しているわけではなくて、直感的にそう思っただけですので、特に定見を持っているわけではありませんが、一応気付いたことを申し上げました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。いろいろ御意見いただきました。この問題、正に国際法上の問題でございますので、正面からその点について解決しようとする、やはり条約の解釈等を踏まえた検討が必要になり、そういった意味では、今回のこのIT化という枠組みで検討するのは難しいだろうというのが、正直思っているところでございます。

もちろん、そういった問題があるということは承知していますが、その条約だけの問題なのか、ほかの問題かというのもございますので、そこについて我々としても、難しいとしか言いようがないところあるんですけれども、御意見としては承ったところでございます。いずれにしても、国内的な手続についてのIT化については、家事並びでしていくのは少なくとも必要ではないかと思っております。その先の問題につきましては、恐らくこの問題に限らず、民訴もそうですが、同じような問題ございますので、そういった条約等踏まえながら、更なる検討を今後していくというべきことかというふうに、個人的には伺っていて思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日用意されていた部会資料5については、一通り御議論を頂けたかと思しますので、本日の審議はこの程度とさせていただきます。

次回議事日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。次回の日程は、令和4年6月10日金曜日、1時から6時でございます。開始時間少し変わっておりますので御注意ください。場所につきましては、リアルで参加される方については、法務省20階の第1会議室を予定しております。

今回は、既にお配りさせていただいております非訟事件手続（1）、部会資料4について御議論いただくとともに、第1回で御議論いただきました執行、保全について、別途部会資料を切りたいと思っています。

○山本（和）部会長 ということですので、次回で少なくともいわゆる一読は終わるということになろうかと思しますので、今後また中間試案の取りまとめに向けて御審議をお願いしたいと思いますので、引き続きどうかよろしく願いをいたします。

それでは、本日の部会はこれにて終了したいと思います。

長時間にわたりまして、熱心な御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

—了—